

女性、平和と安全に関する事務総長報告書*

I. 序

1. 本報告は、安全保障理事会が、優れた実践、実施のギャップと課題の事例および新しい傾向と行動の優先度を強調した、決議 1325 (2000) の実施に関する地球規模研究の委託を事務総長に招請した、安全保障理事会決議 2122 (2013) 第 16 項に従い提出され、また研究の結果として事務総長の 2015 年の報告において安保理に提出されるものである。さらに本報告は、この目的のために考案された指標を用いて評価され、決議 1325 (2000) の実施に向けた年次進捗状況に関する最新情報を含む。

2. 事務総長は、決議 1325 (2000) の実施における進捗状況を評価するために、地球規模研究と関連するハイレベル再検討の準備を詳しく観察してきた。事務総長は、本研究の主な執筆者、子どもと武力紛争事務総長特別代表、女性に対する暴力元特別報告者ラディカ・クマラスワミ、優れた 16 名のハイレベル助言者集団¹、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関事務局 (UN ウィメン)、女性と平和、安全に関する常任委員会、そして地球規模から地方レベルでの女性と平和と安全の実施を評価する任務における、非公式「地球規模研究の友」加盟国集団によって取られた協力的かつ包括的なアプローチを歓迎する。加盟国、国際連合諸機関、地域機構および研究機関²を含めた市民社会による積極的な関与は、この任務において目覚ましく、地球規模

* 本報告は、可能な限り更新された情報を含めるために遅れて提出された。

¹ ハイレベル助言者集団の構成員は、アラー・ムラビット (カナダ/リビア)、アンワルル・チャウドリー (バングラデシュ)、バンダナ・ラーナ (ネパール)、エリザベス・レーン (フィンランド)、イグバル・ロゴバ (コソボ)、ジュリア・カラシュビリ (グルジア)、レイマー・ボウイ (リベリア)、リリアーナ・アンドレア・シルバ・ベロ (コロンビア)、ルス・メンデス (グアテマラ)、マデリン・リーズ (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)、パトリック・カマート少将 (オランダ)、プラミラ・パッテン (モーリシャス)、ルース・オジャンボ・オチエンゴ (ウガンダ)、シャロン・バグワン・ロールズ (フィジー)、ヤスミン・スーカ (南アフリカ)、およびユセフ・マハムード (チュニジア) である。マハ・アブ・ダイエ (パレスチナ国) は、2015 年 1 月 9 日に亡くなるまでハイレベル助言者集団の一員であった。

² 120 以上の書面による提出が 50 近くの加盟国と地域および準地域機構、国際連合諸機関と研究機関を含めた市民社会から受理された。地球規模研究の準備が進んでいたのは、ブリュッセル、アディス・アベバ、カトマンズ、ティラナ、パニャ・ルカとサラエボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ヴィリニウス、ハーグ、オランダ、グアテマラ市、カンパラ、カイロとスバにおける加盟国、地域機構、市民社会と学界との地域協議である。市民社会の調査は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関事務局 (UN ウィメン) と女性平和構築者の地球規模ネットワークとのパートナーシップにおい

研究の勧告の実施の見込みを支援する。

3. 本報告は、一連の地域での協議と国への訪問、全ての関係者からの直接のインプット、最先端の研究と決議 1325 (2000) の実施を追跡する指標の更新されたデータ (S/2010/498 を参照) を含めたデータ分析に基づいた地球規模研究からの抜粋された調査結果と勧告を含む。事務総長は、平和活動に関するハイレベル独立パネル、国際連合平和構築構造の 2015 年再検討に関する専門家諮問グループ、2016 年世界人道サミットの準備、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、および北京宣言と行動計画の実施の 20 年再検討と評価を含めた、関連する再検討との相乗効果を確実にするために取られた取組に特に満足している。事務総長は、上級幹部と共に、調査結果と勧告を念入りに研究する。事務総長は全ての利害関係者に対して、研究において表明された懸念事項を真剣に考慮し、より強力な行動と具体的な結果への要求に対処することを強く奨励する。

II. 女性、平和と安全に関する進捗状況の概観と地球規模研究の結果

4. 国連が国際連合憲章の採択から 70 周年を記念する中、地球規模研究の調査結果は注目すべき関連性を持つ。この研究の主要な調査結果、クマラスワミが構成員であった、平和活動に関するハイレベル独立パネルの報告書 (A/70/95-S/2015/446)、そして国際連合平和構築構造の 2015 年再検討に関する専門家諮問グループ (A/69/968-S/2015/490 を参照)、および 2016 年世界人道サミットの協議から生じた結果の間の類似性は印象的である。再検討は、人権と人道法のあからさまな違反、紛争の複雑な原動力、増加する非国家武力主体の関与、新しい技術と戦争の質を変える国家を超える結びつきによって特徴づけられる今日の平和と安全の文脈の明確な図を描いた。この課題は、予防へのより強力な注目、安全、保護、政治的、人道的、平和構築および社会経済的な開発の任務の中核に人権を据える、より包括的かつ一貫したアプローチとメカニズムの必要性を強調した。再検討はまた女子と女兒が、地球規模、地域および国家のレベルにおいて、自分たちの声が聴取されまたニーズが対応されるようにする際に、直面する課題をも際立たせた。

5. 再検討のプロセスは、現代の歴史における組織犯罪の最も残虐な波と一致する。過去数年間、武力紛争は様々な場所で生じた激化し、中止されまたは劇的に終わった。国際的な人道支援を必要とする人の数は過去 10 年間で 3 倍になり、そのうち 80% は武力紛争によって被害を受けた。2014 年における世界規模での強制避難はこれまでの記録の中で最高に達し、2013 年の 5,120 万人、また 10 年前の 3,750 万人と比べて、5,950 万人が強制的に避難した。³ 紛争および迫害によって、平均して一日 42,500 人が住居所を去り、自国内または国境を越えて保護を求めた。この時期の暴力的な過激主義の拡大は女子と女兒への暴行と権利の侵害によって特徴づけられた。

6. このような背景に、地球規模研究への地域および国の協議への参加者⁴は、軍事化の増加の終

て行われ、2015 年 2 月 13 日から 5 月 1 日の期間に、71 か国から 317 の回答を受理した。

³ 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、「戦争の世界：UNHCR 地球規模の傾向—2014 年の強制移送」(2015) を参照。

⁴ 協議と参加者の完全なリストについては、国際連合安全保障理事会決議 1325 (2000) の実施に関す

了と紛争への政治解決へのさらなる投資を求めた。三つの全ての平和および安全の再検討は、法的および人権の義務に基づいて、また女性の効果的かつ意義ある参加は、我々の平和、安全と人道的な取組へのより多くの活動上の効果とまた平和の持続性に多大に貢献することの双方から、平和と安全の意思決定の全ての分野における女性の参加の増加と強化の必要性を強く強調した。

7. 平和と安全に関する三つの再検討は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに示されている問題でもある、危機の再発、拡大および長期化を避けるために、予防へのさらなる強調、平和の持続と紛争の根本原因への対処の必要性を指摘した。その結果、関連する持続可能な開発目標 16 の、持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供すると共に、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築することは、ミレニアム開発目標の達成に向けた紛争の影響を受けた国の進展の遅れにより証明されるように、開発、人権および平和と安全という国際連合の任務の三本柱は不可分であり相互に関連している、という共通の理解の前提となる。

8. 地球規模研究から抽出されたメッセージは後述の節において強調されている。最後の節では、女性と平和と安全の誓約の実施を促進する主要な関係者の役割と責任を検証する。この研究の最も強力なメッセージは、平和と安全の全ての分野への女性の参加の目覚ましい影響であろう。この研究に委託された調査を通じて加えられた新しい証拠は、女性の包摂が、より持続可能な平和と強化された予防の取組をもたらすことを明らかに示した。立案と予算における、予測不可能で不十分な資金、組織的なジェンダー対応型分析と技術的なジェンダーの専門知識の欠如、態度の障壁と、ニーズの不十分な解析が、平和と安全の長期の効果と人道および開発の介入に有害な影響をもたらしたことを、さらなる調査結果が示した。しかしながら、強靱かつ予測可能な結果、専念した、責任あるまた目に見える指導力、包摂的、権利に基づいたまたジェンダー対応型プロセス、そして強力なジェンダー平等構造は、具体的な結果が達成された場合には、全て目立つ形で取り上げられた。

9. 安全保障理事会が、新たな脅威に対処するためにより早期に関与する必要性は、安保理が、紛争が再発する状況避けるために政治的に警戒し続ける必要性と、政府間機構の間で、紛争の文脈での脅威、危機および人権侵害に関するよりよい情報共有の必要性から、地球規模研究の一部である協議および国の訪問において示された。女性の人権侵害への対処の取組と、関連する全ての関係者による女性の参加への誓約が、より深遠な状況分析、対応および持続可能な平和という安保理の目的達成の手段の一部というよりも、大部分、暫定的かつ「付け足し」にとどまっていることに懸念が表明された。

10. 事務総長は、本報告、地球規模研究および 2015 年 10 月に開催されるハイレベル再検討が、アイデア、対話、新しいパートナーシップとより断固とした行動に拍車をかけることを希望する。優れた実践から学びまたそれを築くこと、また決議 1325 (2000) の採択後、前向きな変化の第一線に立ち続けている加盟国、指導者、諸機構と諸機関を認めることは最も重要である。しかしながら、目覚ましい規範的な進展にもかかわらず、現場での実施と結果は若干限られている。事務総長

は、加盟国、国連諸機関、地域機構および他の主要な利害関係者に対して、研究およびその勧告を注意深く検討することを奨励する。誓約は、国際法、現存の決議、宣言および行動計画においてのみ支持されるべきではなく、実施の戦略が包括的で、資金提供され、また現場での実態に基礎づけられていることを確実とする取組もなされなければならない。

A. レトリックを超えて：平和のための女性のリーダーシップ

11. 地球規模研究のために行われた調査は、平和創造、憲法制定および国民対話における女性の参加の影響の考察に資するものであった。その調査結果は、これらプロセスにおける女性の効果的かつ意義ある参加が、交渉の妥結と持続性、および合意の実施にプラスに相関するという事実を示す。したがって、女性の参加は、新しい問題を交渉の席にもたらし、紛争の根本原因との関連を強化し、より持続可能な平和を促すことにより、原動力を変える。しかしながら、研究のための協議は、正式な和平プロセスへの女性の参加が論争となっていることを明らかにした。女性の包摂は、紛争当事者、交渉の仲介者や主催者によってではなく、むしろ、多くの場合、いまだ女性の組織による協調された圧力により開始されまた達成される。国際連合によって導かれあるいは共同で導かれたプロセスとそうでないもの間には違いはあるものの、得られるものは一般的に極めてわずかである。多くの交渉は、紛争の軍事および政治当事者と、ハイレベルのプロセスにのみ着目し、そこでは女性の代表者は不足しており、わずかの者のみが権威ある地位にいる。これにより、「銃を持った男性」にさらに権限が与えられ、暴力と不処罰の連鎖が将来にもたらされる。

12. 40 件の和平プロセスについての最近の研究は、交渉に影響を与える女性の能力が達成される合意の機会を増やし、さらなる実施とプラスに相関し、平和の持続性に肯定的な影響を及ぼすことを示した。女性の意義ある包摂は、市民社会の組織など、他の関係者の、交渉の結果への影響を強化した。とりわけ、組織化された女性集団が和平プロセスに否定的な影響を与えた事例は一つもなかった。和平プロセスへの女性の関与について最も繰り返される影響は、交渉が行き詰ったり、話し合いが低迷したりした際に、交渉の開始、再開または終了を押し進める役割であった。調査結果は、効果的な平和創造の主要な道具としての女性の効果的な参加の重要性を再確認することに役立つ。

和平合意へのジェンダー対応性の増加

13. 和平合意にジェンダー関連の規定を含める重要性は、決議 1325 (2000) およびその後の安全保障理事会諸決議において強調されている。決議 1325 (2000) における指標を用いた定期的な監視を通じてを含めた、よりよいデータと分析は、どの合意とそれらのジェンダー平等規定が実施されているのかその程度についてより良い見取り図を提供し始めている。新しい調査は、特に決議 1325 (2000) の採択後、和平合意における女性とジェンダーの視点についての言及の増加を示す。1990 年から 2000 年の間に作成された 664 件の合意の分析は、73 件 (11%) が少なくとも女性について言及していることを示した。決議 1325 (2000) の採択から 2015 年 1 月 1 日までの期間に達した 504 件の合意の分析は、138 件 (27%) が女性への言及を含んでいることを示した。国際連

合が関与した和平と交渉プロセスは女性とジェンダー問題への言及をより含む証拠が示されている。

14. 調査結果は決議 1325 (2000) に関する指標データと一致する。⁵ 定義と方法のわずかの違いが、数字の上での不一致をもたらすが、全般的な傾向は同じ方向に動いている。2013 年の 54%、2012 年の 30%、2011 年と 2010 年の 22% と比べ、2014 年に署名された 16 件の和平合意のうち 6、8 件 (50%) がジェンダーまたは女性と平和と安全の規定を含んでいた。国際連合により導かれあるいは共同で導かれたプロセスからの成果文書は、ジェンダー平等規定をもっとも含みやすい。2014 年に国際連合が支援した和平プロセスから生み出された 6 件 (あるいは六つ) の合意のうち、4 件 (あるいは四つ) (67%) が女性と平和と安全の言及を含んだ。紛争関連の性暴力への言及が、2010 年以降、署名された合意において増加した。⁷

15. 包括的なジェンダー平等あるいは女性と平和と安全についての考慮を反映している調査された合意はわずかである。好例には、ジェンダー平等の規定の質と深遠さにおいていまでも際立っている 1990 年代半ばにグアテマラで署名された合意と、2014 年にコロンビアで署名された合意が含まれる。署名された合意の大部分に女性について言及する他のプロセスには、ブルンジ、ネパール、北部アイルランド、フィリピンとスーダン (ダルフール) が含まれる。ジェンダー特定の規定が含まれた理由、これらが女性の関心をどの程度反映しているのか、またどの規定が実施されているのか、その程度など、よりよく理解するためにはさらなる分析が求められる。女性について最も明確な規定をもつ協定のあるものが十分に実施されてきていないことは懸念される。交渉された合意に記載されたジェンダー特定の獲得したものは、仲介と実施において女性の継続した参加を必要とする。ジェンダー特定の規定および確立した監視メカニズムにおける女性の効果的および意義ある参加を含めた、実施のためのよりよい資金提供と監視も、合意が実施され維持されることを確実にすることに役立つ。

和平プロセスへの女性の包摂の確保

16. 和平プロセスにおける多様な利害関係者による役割、特に仲介者は、平和創設における女性の包摂に影響する。仲介者の側の態度の障壁は、和平合意における女性の視点の包摂を制限しうるものの、国際連合の基準についての仲介者の自覚と認識は、和平プロセスと政治的移行における女性の参加の促進に有益であることを明らかにした。女性の積極的な参加の重要性を強調することは、例えば、太湖地域事務総長元特使メアリー・ロビンソン、および現特使サイド・ジニットの優先

⁵ 政治局は、2011 年以降、安全および女子と女兒の地位を改善する特定の規定を持つ和平合意の割合に関する指標について、データを追跡している。

⁶ データ収集の目的で、政治局は、より建設的に対応できるように、暴力的な紛争を終了し、予防しまたは多大に変化させることを意図した、少なくとも紛争の二当事者間で署名された、「和平合意」、敵対行為の終了、停戦、枠組みおよび包括的和平合意の下で署名されたものを含む。

⁷ 2012 年に、政治局は、停戦と和平合意における紛争関連の性暴力に対処する仲介者のためのガイダンスを、この分野におけるさらなる技術支援に貢献するために、立ち上げた。本報告は紛争における性暴力に対抗する国際連合行動からの支援により刊行される。

事項であった。ジェンダーに関するハイレベル・セミナーおよび政治局の包括的仲介プロセスなど、包括的な平和創設に関する経験を共有しアプローチを探るための仲介者のためのフォーラムの使用は、包摂についての戦略的な価値および包括的な仲介への手段、実践的な戦略とアプローチに関して、国際連合、地域機構および加盟国を代表する、使節、仲介者と仲介専門家の間でのさらなる自覚を生み出すうえで重要である。和平交渉を支援する仲介者と、友の集団などの外部の関係者全てが地球規模の価値と基準の使用を促進することは極めて重要である。女性の参加への実施上の障壁に対処するイニシアチブは、プロセスの考案において体系的に考慮されるべきである。

17. 第三者による仲介チームは、時に、より包摂的なプロセスの促進を支援してきた。例えば、コロンビアの和平プロセスにおける世話人としてのノルウェーの役割は、ハバナ和平交渉において女性とジェンダーの視点の包摂を確実にすることに役立った。共同体において重要な役割を担う、女性の指導者と宗教的倫理に基づいた関係者は、女性の包摂と、和平交渉における女性の多様な紛争経験、必要性和優先事項の配慮をさらに促しうる。加えて、安全保障理事会決議 1820 (2008) に記されているように、紛争に関連する性暴力の犯罪への恩赦条項を含む和平合意は国際社会によって無効と見なされている。事務総長は、女性のさらなる包摂のために、財政的誘因を含めた誘因を提供する和平プロセスへの支援を奨励する。

18. 2014年に、国際連合は12件の正式な和平仲介プロセスを導きまたは共同で導いた。⁸ 全ての国際連合仲介支援チーム(100%)は、少なくとも一人の女性を含んだが、これは近年と同様の割合であり、また2011年の86%からの上昇である。交渉当事者の代表団に関する女性の代表のデータは、上昇傾向を示し、2013年の8件のプロセス(72%)、2012年の6件のプロセス(67%)、2011年の14件のプロセス(36%)と比較して、2014年にはこれらプロセスの8件(75%)に上級の女性が参加した。しかしながら、数の上での改善のみでは女性の影響の質は捉えられない。ジェンダー平等の促進と、和平交渉の文脈においてジェンダー特定問題に対処する、女性と男性双方の代表の貢献の質と影響を評価するためにさらなる分析が必要である。

19. ジェンダー特定の専門知識は、上級の仲介助言者の国際連合待機チームおよび上級の技術専門家のロスターを通じて組織的に提供されるものの、和平交渉から生じる要求は仲介待機専門知識の他の分野よりも低いままであり、プロセスの考案の一部としてジェンダーの視点の重要性への認識の欠如の証拠ともいえる。2013年の88%、2011年の36%と比較して、2014年に、ジェンダーの専門知識が、関連する9件のプロセスのうち6件について(67%)⁹、国際連合により要請され提供された。女性の参加が、持続可能な平和を進めるために、したがってより多くのことが、全ての当事者に、女性の参加が、持続可能な平和を進めるために不可欠であること、そのことによりこれらの技術に対するさらなる要求を促すことを、理解させることに敏感にさせるために為されなければならない。事務総長は、ジェンダーの専門知識が、国際連合が支援する全ての仲介プロセスの不可分の一部であることを確保し続けることに全力を注ぐ。

⁸ これらプロセスの一つ(シリア・アラブ共和国)は、報告期間中に正式な交渉は行われなかった。

⁹ 境界と呼称の問題を解決するために三つの交渉が閣僚/国家元首のレベルで行われたことから、ジェンダーの専門知識の規定と市民社会組織の協議は、直接には適用されずしたがって評価されていない。

20. 仲介チームと女性の市民社会組織の間の定期的協議の重要性は、女性と平和と安全に関する諸決議において強調されてきた。2014年に国際連合が関与した全ての和平プロセスは、市民社会との定期的協議を含み、そのうち88%が女性組織と協議し、これは2011年の50%の割合からすると目覚ましい上昇である。しかしながら、これら関与の効果を強化することと、それらが象徴以上になることを確保することが重要である。女性の動員を支援し、また和平プロセスにおける女性の声を増幅するためにより多くがなされなければならない。事務総長は全ての関連する国際連合諸機関に対して、この点に関して、重要な役割をさらに強化することを求める。

21. 優れた実践を築くことは、トラック I とトラック II のプロセスの間のより強い連携を生み出すさらなる取組と、仲介者と交渉当事者への意義ある情報の伝達と勧告を可能とすることを引き起こす。最も効果的な戦略は、政策方針書の提出と仲介者、交渉者または技術助言者との会合という「内部戦術」と、公的報告書の刊行、国際的な関係者へのロビイング、メディア・アウトリーチの実施などの「外部戦術」を組み合わせることであると調査が明らかにした。女性の連合によって用いられた成功した戦略は、仲介と交渉チームによって用いることができる、女性の集団によるセクション横断の統合された立場を表明した共通の文書の策定であった。

22. 準国家および地域の仲介のイニシアチブは、女性が指導的な役割を果たす平和な社会の基盤を構築する上で重要である。内部の仲介者の関与を支援する取組は特に貴重であり、ますます多くの文脈において、国際連合は、国民対話と仲介プロセスに従事する女性組織と市民社会の指導者を特定するパートナーと協働してきた。国連開発計画（UNDP）は、インドネシア、モーリタニア、ネパール、ニジェールそして東ティモールにおいて、訓練と意識改革活動を通じて女性の参加と指導的な能力の強化を支援し、コロンビア、キプロス、レバノン、ネパール、南スーダンにおける平和と対話フォーラムへの女性の参加を促してきた。キプロスでは、キプロス対話フォーラムにおけるジェンダー平等への着目が、イニシアチブの考案の際立った特徴となり、女性により代表される政党の支部、労働組合と女性組織は完全に女性が代表となった。南スーダンでは、UNDP はアディス・アベバにおける和平交渉に女性の草の根のネットワークが自分たちの平和構築の視点を提示することを支援した。コロンビアでは、国際連合国別現地チームが、紛争を終えるため、対話に女性組織の代表を奨励する参加プロセスへの厳しい呼びかけを支援した。その結果、フォーラムに参加した被害者の49%が女性であった。紛争により影響を受けた文脈において、市民社会の役割への万人によるさらなる支援が優先されなければならない。決議 1325（2000）は、平和とジェンダー平等を主導し、また意思決定において平和のための市民の声の沈黙は、持続可能かつ包摂的な平和に悪影響を及ぼすことを認識する国際的な動きによって、先駆けとなってきた。しかしながら、決議において促された通り、変革の潜在性はいまだ実現していない。

B. 紛争直後に包摂的かつ平和な社会を構築すること

23. 地球規模研究は紛争後の平和構築の観点に新たな注意を喚起し、これら分野におけるジェンダーの視点への注目が持続し意義ある平和と安全に貢献するのかを考察する。女子と女兒は、紛争後

の回復と統治に関する決定がなされる際にしばしば見えなくなっている。しかしながら過去 15 年間の調査と実践は、女性の効果的かつ意義のある参加は、それが紛争当事者を超えて利害関係者に平和の配当の利益を広げ、地域社会の強靱性を構築した場合には、より持続する平和を構築することを証明してきた。ジェンダー対応型平和構築に関する七項目の行動計画が地球規模および国のレベルで勢いを増しているが、いくつかの措置は十分に実施されておらず、したがって、紛争後の平和構築プロセスに関与する女性の機会を制限している。

24. 地球規模研究の調査結果と勧告および平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループの 2015 年報告書 (A/69/968-S/2015/490) は、ジェンダー対応型平和構築の介入をさらに強化する強固な基礎を示した。女性の貢献を確実にすることに加え、平和構築のイニシアチブは、安定化と回復における女性の役割を最大化するために、女性の権利並びに経済的、政治的および社会的エンパワーメントを支援しなければならない。さらに、専門家助言集団により留意された通り、平和構築は、紛争の根本原因および女子と女兒の利益となる長期的な開発戦略を含まなければならないのみならず、紛争中および和平合意に達した後に、女子と女兒が経験し続ける人権侵害にも対処しなければならない。

経済回復と資源へのアクセス

25. 紛争直後の大規模な外国投資は、インフラストラクチャー、市場、採取産業および商業的農業など、女性の代表が伝統的に不足している分野に着目する傾向にある。女性の雇用と収入を生み出す活動は紛争によりしばしば影響を受け、女性と家族そして紛争後の経済の回復に有害な影響を及ぼす (PBC/7/OC/3 を参照)。経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会のデータによれば、委員会のドナーは脆弱な国家と経済圏の、経済および生産部門に対して大規模な投資—2012-2013 年の間、年 1000 億ドル—を行う一方で、そのうちわずか 4 億 3900 万ドル (2%) が主要な目標として、ジェンダー平等を対象としていた。¹⁰ 同様に、UNDP による 6 件の紛争後の国家における経済回復計画の 2013 年の研究によれば、女性の経済的エンパワーメントとジェンダー平等を進めるために、あるいは女性のニーズに合致するために配分されていた経済回復支出は 4% より少ない。¹¹ ジェンダー対応型の経済回復への投資は、社会全体に重要な結果をもたらす。例えば、女性は収入を、医療ケアと教育を含めた家族のニーズにより費やす傾向にあり、したがって回復への多大な貢献を行う。

26. 現地のイニシアチブはとりわけ女性のエンパワーメントに資する。共同体の融資、回転信用、収入創出団体などのサービスは、ブルンジやルワンダにおいて女性の安定した収入源を提供するこ

¹⁰ 経済協力開発機構 (OECD) ジェンダー平等に関する開発援助委員会ネットワーク (GENDERNET)、「国際連合安全保障理事会決議 1325 への出資：脆弱な文脈においてジェンダー平等と女性の権利への支援への援助」(2015 年 3 月)を参照。開発援助委員会の構成国のリストは、<http://www.oecd.org/about/membersandpartners/>より入手可。

¹¹ Sarah Douglas, “What gets measured gets done: translating accountability frameworks into better responses for women and girls in peacebuilding contexts”, *Journal of Peacebuilding and Development*, vol. 10, No. 1 (2015)を参照。

とに成功してきた。しかしながら、大規模な事業は男性によって支配される一方で、女性の経済回復は、マイクロクレジットや小規模企業にしばしば限定される。紛争中および紛争後の状況において、生計手段の機会ほとんどないことから、多くの女性は非公式経済で仕事を見つけ、薪や炭を収集して売り、小物の小売店を営み、戸別にまたは市場で商品を売り、家庭内労働に従事し、生きるために売春する。経済回復は、受け継がれた経済の状況のみならず、将来の経済がどのようなものになるべきか、また如何に女性が、変革をおこす回復計画を主導し、貢献しまた便益を受けることができるのかについても含み、変革を起こすことを目的としなければならない。イニシアチブは、特に脆弱な女性の集団に適合したアプローチを提供しなければならない。

27. 紛争直後の生活への女性のアクセスの重要性を理解して、2013年にUNDPは暫定的な雇用と生産的な生活プロジェクトの文脈において、女性に割り当てられる支払いを追跡し始めた。事務総長は、2014-2017年の間、戦略計画において暫定的雇用プロジェクトの女性の便益者の割合を追跡する指標を統合するUNDPのイニシアチブを歓迎する。この誓約は、これら行動の年次監視および報告を、組織の優先事項とするものである。事務総長は、この影響の誓約を評価するさらなる作業を奨励し、他の国際連合諸機関が同様の行動を取ることを勧告する。関連するUNDPの計画のデータの利用可能性は、データの収集が始まった7か国に限定されているものの（コンゴ民主共和国、ヨルダン、モーリタニア、南スーダン、スーダン、シリア・アラブ共和国、イエメン）、2014年に、武装解除、動員解除、社会復帰計画からの暫定雇用の利益のわずか35%を女性が受理したとの証拠が示されている。女性が利益の50%を受理したコンゴ民主共和国を除いて、女性は他の全ての国において割合の半分以下しか受け取っていない。七項目の行動計画の目標40%以下であるものの、2013年の22%からは増加している。事務総長は全ての国際連合諸機関に対してこの誓約への行動を加速化することを奨励する。

選出されたまた選出されなかった機関におけるガバナンスと女性の参加

28. 意思決定における女性の最低限必要な人数は、制度と政策に多大な影響を及ぼし、包括的な意思決定は、交渉のテーブルに、広範囲の関心事を持ち込む。それはまた、不平等と、女性の社会経済的な不利益への対処に必要な社会的支出への配分の増加にも貢献できる。研究によって、議会における女性の比率と腐敗のレベルとの反比例の関係と、包括的な意思決定機関が、交渉のテーブルにより広範な関心事をもたらすことが明らかになった。例えば、女性の国会議員は、教育、健康、ジェンダーに敏感な法改革を含めた、基本権および社会サービスを包含する立法案により注意を喚起する傾向にある。

29. 「ミレニアム開発報告書2015」によれば、北京行動計画の採択以降、国会において女性が占める議席の地球規模の割合は、1995年の11%から2015年の22%と倍になった。特に、女性の代表の比率が最も高い開発途上国の多くは、紛争から立ち直った国であり、ルワンダは63.8%と最上位を占める。¹² この場合、また他の場合にも、憲法上の任務が、女性の十分かつ平等な政治的参加を保証する規定を定着させる、より包括的な憲法の起草において役立った。しかし、紛争および紛

¹² データは <http://ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm> から入手可。

争後の国家を総体として概観した場合には、¹³ 2015年7月31日現在、女性の代表は18%であり、2011年以降の女性の参加の割合としては低い増加を示している。

30. 暫定的な特別措置の導入は、多くの国において有益であることが証明されてきた。2015年7月までに、選挙において法制化された割り当て制を導入した紛争中および紛争後の国家において、女性は、その様な特別措置のない国家の15%と比べて、議員の約23%を代表した。同様の水準が2014年にも明らかで、選挙において割り当て制のない国で女性の議員の議席は10%だったのに対し、割り当て制を用いた国においては議員の議席の23%を女性が占めた。¹⁴ このような数字は、いくつかの国において法制化された達成目標の達成に、選挙での割り当て制の積極的な効果を示している。女子差別撤廃委員会によって定期的に勧告されているように、的を絞った訓練、社会の意識、政党のリスト上の割り当て制、女性が安全な環境で参加できることを確保する選挙管理機関との協働を含めた、文脈特定型の暫定的な特別措置は、政治における女性の参加をさらに促進するために必要である。UNDPにより支援された効果的なイニシアチブは、多くの女性政治家が、政治における女性に関するフォーラムを通じて助言を受けたナイジェリアや、女性の幹部会の結成と活動への支援により、同組織がいくつかの重要な開発優先事項について立法措置を主導することに結びついた、パキスタンにおいて実施されたものを含む。エルサルバドルにおいて、UNDPは2014年に議会において女性の参加を著しく増加させた30%の割り当て制の策定を支援した。

31. 多くの脆弱な状況において、女性の代表の割合を維持することは困難である。例えば、アフガニスタンやイラクにおいて、多くの女性政治家やその家族は、公的生活の参加を妨げようとする意図的な手段などを含めた、脅しや暴力に直面する。女性の政治家や指導者は、女性に対する割り当て制や、議会での単なる女性の存在によっては排除することができない、有害なジェンダーの固定観念、文化的小および法的な障壁と差別に直面し続ける。意思決定におけるより多くの女性が、全体として、社会にとってより公平な成果もたらすことが実際に証明されている一方で、公的生活に参加する女性の権利が、本来、目的として追及されるべきである。選出された女性への能力開発支援は、意思決定プロセスによりよく影響を及ぼす上で重要である。特に現地レベルでの、政治参加に関する、また性別で分類された選挙登録人と投票者数の割合に関するデータの利用可能性における、ある国での格差は、女性が直面している参加への障壁についての正確かつ十分な見取り図を妨げている。

32. 紛争後の選挙において女性の参加を促進し監視する多くの取組がなされてきた一方で、選出されない地位の女性に対する着目は少なく、公務員の女性に対する注目は一層少ない。2015年1月1日現在、紛争中および紛争後の国家において、女性は、平均して、閣僚ポストの14.8%を占めてお

¹³ 政治的、平和構築あるいは平和維持ミッションが2014年の間に活動した国家または領域、もしくは、安全保障理事会が取り組み、2014年1月1日から12月31日の間、安保理により正式な会合で審議されたことに関して、もしくは2014年に平和構築基金から計画基金を受理した国家または領域。

¹⁴ 政治的、平和構築または平和維持ミッションが、報告期間中に活動した、あるいは安全保障理事会が取り組み、報告期間中に安保理により正式な会合で審議された国家または領域について、もしくは報告の期間中に、平和構築基金から計画基金を受理した国家または領域についての、列国議会同盟国別データからの総計。

り、これは2014年の13.1%、2013年の12.7%、2012年の14.6%、そして2011年の14%からの微々たる改善である。検討された国家の中で、ブルンジとギニアビサウのみが女性が閣僚の30%以上を占めていた。同様に、公務員である女性の比率に関するデータの格差は、包括的な分析および、脆弱な紛争中および紛争後の状況においてを含めた、行政の全ての分野における、意思決定の役割への女性の十分かつ平等の参加とアクセスの効果的な啓発を妨げる。現地レベルで、脆弱かつ紛争後の文脈において、女性が行政サービスを計画しまた行うことを可能にすることは、女性の社会的、政治的かつ経済的状況の改善に著しく貢献する。UN ウィメンは、行政サービスの提供における多くの女性の参加が、男女双方にとってより良質の行政サービスをもたらし、行政サービスへの女性のアクセスを改善することを明記する。国際連合の「回復または改革」という再検討は、国家建設における女性の参加とリーダーシップの役割と現地レベルを含めた、政府の中核的な機能を強調した、国際連合—世界銀行の合同分析手段の策定をもたらした。この再検討はまた、行政への女性の参加と、行政および行政サービス提供のジェンダー対応性との関連も打ち立てた。

武装解除、動員解除、社会復帰と治安部門改革

33. 過去15年間、治安部門におけるジェンダー関連の原動力の認識の高まりが、元兵士、受け入れ共同体の構成員、治安サービスの利用者としての女子と女兒の特別なニーズと能力に関して、政策および活動のレベルの双方において、より多くの注意喚起をもたらした。しかしながら、この進展にもかかわらず、治安は男性によって支配され特定され領域であり続ける。六つの紛争後の国家における、武装解除、動員解除、社会復帰計画の財政配分の再検討において、治安部門改革は最も業績が悪く、ジェンダー平等を主要な目的とするプロジェクトに用いられる基金は1%以下であった。¹⁵ 資源不足は、誓約への不十分な説明責任と結びついて、現場から生じた優れた実践にもかかわらず、ジェンダー問題への継続する注意不足をもたらした。

34. 2000年以降、安全保障理事会は、武装解除、動員解除、社会復帰計画に参加する、女性の元兵士と武力紛争に関連する女性の数の増加に貢献する、国際連合支援プロセスにおいて、女性の特別なニーズ、関心と優先事項の審議を促してきた。決議1325(2000)の指標を用いて集積されたデータは、女性の生活への、動員解除と社会復帰支援の質や影響については評価していないものの、武装解除、動員解除、社会復帰計画に参加する女性の増加を示した。2014年に、国際連合のワールドミッションにおける武装解除、動員解除、社会復帰の介入の受益者の44%は女性だった。特に、ハイチにおける小規模プロジェクトの受益者の半分は女性だった。その一方で、大規模プロジェクトと法的支援は、ほとんど男性に利益を与えていた。8か国における、元兵士と危険にさらされている若者の社会復帰のためのUNDP支援イニシアチブの事例では、26%の受益者は女性であった。ブルンジ、コロンビア、マリとソマリアでは、女性の受益者の割合は40%を超えており、ブルンジでは倍以上になったが、受益者には帰還した国内避難民が含まれ、支援は、市場の設立による雇用の促進、道路の修復、仕事のための現金支給に集中した。

¹⁵ Sarah Douglas, "Linking women's economic security to peacebuilding", *International Humanitarian Law Magazine*, No. 2 (2014)を参照。

35. 治安部門の関係者はしばしば紛争中また紛争後、暴力の主要な行為者の中にいる。文民の監視および治安部門改革プロセスを通じての、女性の代表と女性組織の増加は、人々全体に反応した代表となる治安制度の形成により、国民の信頼を高めることを助ける。性的およびジェンダーに基づいた暴力を含めた、女性に対する紛争関連の犯罪について、治安部門の採用の身元調査は、共同体の信頼の再構築に向けた重要な措置である。紛争時における性暴力に関する特別代表および紛争における法の支配と性暴力に関する専門家チームの支援による、コンゴ民主共和国の国軍により実行された行動計画を含めた、いくつかの国における、紛争関連の性暴力への対処に軍が関与する近年の進展は留意すべきである。この行動計画は、性暴力犯罪の指揮官としての責任と説明責任に着目し、2013-2014年の報告期間中に、上官を含めた、コンゴ民主共和国の軍隊の137名の訴追をもたらした。同様の活動がコートジボワール、ソマリアと南スーダンの軍と共に進行中である。

36. 過去15年以上、特別保護班が、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ギニア、リベリア、ルワンダ、シエラレオネと東ティモールなどの国家の警察軍に設立されてきた。この班は、ジェンダーに基づく暴力や家庭内の犯罪の被害者を受け入れ、内密にまた被害者中心の方法で、被害者たちに行行政サービスを紹介した。この班は、共同体のレベルで女性の権利の意識を高め、治安部門制度における女性の信頼を再構築することに最も役立ってきた。西バルカンでは、警察軍の中に家庭内暴力とジェンダーに基づく暴力のフォーカルポイントがあり、UN ウィメン、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）そして国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のジェンダー暴力に関する共同計画が、コソボにおいて¹⁶、地方および中央レベルで調整メカニズムを設立し、要職に多くの女性を雇用することを行ってきた。

37. 地雷対策に女性の視点を主流化することに著しい進展が見られた。2010年に、国際連合は、地雷対策計画へのジェンダー指針を刊行し、国際連合地雷対策2013-2018の戦略は、分野横断のイニシアチブとして指針の実施と監視を含める。戦略を監視するために収集されたデータは、2014年に国際連合地雷対策サービスフィールド計画の57%が、女子、女兒、男児と男子のニーズが、計画の考案に考慮されることを「ほとんど常に」確保した。平等の雇用の期間を確実とする観点から、計画の78%が職場での女性と男性のニーズの両方に対応するための取り決めを行い、60%は女性の雇用を積極的に奨励した。

38. 国際連合平和構築構造の再検討は平和構築における女性の参加の強化に関する分断の、特に致命的な影響を強調した。しかし、上記の事例が浮き彫りにするように、付随して増え続ける優れた実践を伴う規範的な枠組に関して、著しい進展がなされてきた。事務総長は関連する国際連合諸機関に対して、今後5年間、安定、平和と女性のエンパワーメントの間の好循環を加速化するために、ジェンダー対応型平和構築に関する、事務総長による七項目の行動計画に記されているビジョンを達成するために、取組を倍増することを要請する。

C. 人道的な状況における女子と女兒の権利とリーダーシップを保護し促進する

¹⁶ コソボへの言及は、安全保障理事会決議1244（1999）の文脈において理解されなければならない。

39. 地球規模研究への準備は、人道的な制度を圧倒し、男子と男児、女子と女児の人生を破壊する暴力の高まりと合致する。研究は、人道問題への意思決定における女性の指導力と参加の戦略的な重要性を強調し、人道的な共同体が、その任務の原則を作りながら、ジェンダー平等を、任務の中心として包含するためにより多くを行わなければならないことを見出す。ジェンダー分析はニーズ評価に自動的に含まれなければならない、ジェンダー問題は人道クラスター調整制度を通じて対応されなければならない。この研究に関して行われた協議からも、人権の促進と保護が女子と女児の平和と安全にとって必要不可欠であることは明らかである。危機と緊急状況において、女子と女児は、食糧、健康、教育、住居、身体的保全や国籍など、特定の人権を享受しにくくなる。

生命に対する権利と身体的保全

40. レイプから家庭内暴力、児童婚まで、女子と女児に対するあらゆる形態の暴力は、武力紛争によってしばしば悪化する。これら暴力は、今日、政策決定者と世論の双方に、より目につき、また減ってははいない。紛争に関連する性暴力に関する事務総長報告書において（S/2015/203を参照）、事務総長は、19の多様な国家の文脈における、レイプ、性奴隷、強制売春、強制妊娠、強制不妊および同等の重大性のある性暴力のその他の形態についての悲惨な報告を強調した。添付資料は17、武力紛争において、一連のレイプおよび性暴力のその他の形態を行いあるいは責任を有することが極めて疑われる、武装集団、民兵と政府の治安部隊を含めた、45の武力紛争当事者のリストを含む。さらに報告は、そのような暴力を予防しまた対応するための、紛争時における性暴力に関する事務総長特別代表によるものを含めた、多様な関係者により取られた集団を含む。紛争関連の性暴力に関する事務総長報告書は、全てのレベルでの介入の重要な基礎となる、これら犯罪に関する情報の著しい深化と分析を示している。しかしながら、とりわけ生存者への包括的および多面的なサービスの達成と影響が、著しく不十分であることを評価が示唆していることが留意されなければならない。¹⁸ 多くの介入の規模、期間、範囲は小規模にとどまる。地球規模研究の調査結果は、性およびジェンダーに基づく暴力を含めた、文民に対する紛争関連の暴力の全ての形態を終わらせる行動への強力な呼びかけにならなければならない。

医療と教育を含めた、基本的サービスへのアクセス

41. 紛争中および紛争後に基本的サービスを提供する国際社会による取組にもかかわらず、その様なニーズに見合う能力は十分ではない。強制移動の場所が増加する中、生活状況は最悪である。2014年2月の評価では、中央アフリカ共和国の強制移動の場所の90%で医療支援がないことが明らかになった。研究のための協議において、心理社会的な支援とこころのケアは空白の場としてしばしば特定され、医療ケア施設と作業員に対する攻撃は上昇してきた。赤十字国際委員会（ICRC）によって2014年に行われた医療ケアと暴力、そして効果的な保護のニーズに関する研究は、暴力の深

¹⁷ この報告書は、リストに当事者を含めることへの蓄積された根拠を提供する、紛争関連の性暴力に関する事務総長の6件の従前の報告書と併せて読まなければならない。

¹⁸ Sean Healy and Sandrine Tiller, “Where is everyone? Responding to emergencies in the most difficult places” (Médecins sans frontières, July 2014).

刻な行為や威嚇を伴う 1,800 以上の事件が 2012 年と 2013 年に、医療ケアの提供に影響を与えていることを実証した。

42. 2013 年から始まる、産婦死亡率の最近の推定は、紛争中および紛争後の国家の総計の割合が¹⁹、地球規模の数の倍以上であったことを示していた。ほとんどの死亡は予防可能であった。紛争により影響を被った状況においては、出産の際に医療ケアにアクセスすることは必ずしも可能ではなく、ある国では、熟練の医療専門家が付き添う出産の割合は極めて低い。例えば、専門家が付き添う出産は南スーダンではわずか 19.4%、ソマリアでは 33%であり²⁰、実質的な死亡率は、2013 年において 10 万人の新生児出産ごとに、地球規模の割合の 210 人と比較して、それぞれ 730 人と 850 人に達する。ある場合には、母性の保健の効果をより発展させるために、簡素かつ低価格の解決で十分である。例えば、シエラレオネのある地域では、国境なき医師団が、女性を地域の医療機関から病院に移送する救急輸送サービスを導入し、これにより産婦死亡率は 74%減少した。²¹

43. 地球規模研究は、紛争での文脈を含めた、女性と思春期の少女への上質な性的および性と生殖に関する医療サービスを確保する重要性を強調する。女性と平和と安全に関する従前の事務総長年次報告において、事務総長は、差別なく、また国際人権、難民および人道法に従い、緊急経口避妊薬へのアクセスおよびレイプから生じた妊娠の安全な終了のためのサービスを含めた、レイプの生存者への、医療、法的、心理社会的および生活サービスを利用可能とする必要性を強調した。医療関係者から政治当局への事件の報告義務が、医療支援を求める被害者への主要な障壁となっている。被害者の秘匿性が警察および医療記録において守られ、これにより、安全保障理事会決議 2122 (2013) により命じられたように、支援へのアクセスを促すことを確保するために措置が必要である。

44. 2000 年以降、ミレニアム開発目標に関連する投資とプログラミングが、地球規模での全ての教育レベルでのジェンダーの不均衡を減らすために重要な役割を果たしてきた。しかし、紛争中および紛争後の国では、教育の平等というターゲットは達成されないままである。²² 2015 年からのデータは、これらの国において、初等教育への入学の補正された最終的な割合は、男子は 82.5%、女子は 77.5%に達することを示し、2011 年の各割合の 82.2%と 76.5%との関連では、停滞を示す。中等教育機関への最終的な入学の割合はさらに低く、2015 年に男性は 48.7%、女性は 44.7%であ

¹⁹ 政治的、平和構築あるいは平和維持ミッションが 2013 年の間に活動した国家または領域、もしくは、安全保障理事会が取り組み、2014 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間、安保理により正式な会合で審議されたことに関して、もしくは 2014 年に平和構築基金から計画基金を受理した国家または領域。

²⁰ 最新の入手可能な年の推定には、南スーダンについては 2010 年が、ソマリアについては 2012 年が含まれる。

²¹ Séverine Caluwaerts, “Obstetric emergencies: if you cried here, you’d cry every day”, in *Because Tomorrow Needs Her* (Médecins sans frontières, 2015)を参照。

²² 政治的、平和構築あるいは平和維持ミッションが 2014 年の間に活動した国家または領域、もしくは、安全保障理事会が取り組み、2014 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間、安保理により正式な会合で審議されたことに関して、もしくは 2014 年に平和構築基金から計画基金を受理した国家または領域。国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) の統計機関により 2015 年に提供された推定は、これら諸国の総数におけるジェンダー平等指標は 0.94 であり、これは、国際的に認められた 0.97 から 1.03 という (ミレニアム開発目標のターゲットの達成である) ジェンダー平等の基準と比較して低い。

り、2011年の各割合の49.6%と45.2%と比較して低下した。紛争によって影響を受けた国において、学校に通っていない子どもの比率は、1999年の30%から2012年の36%に増加したことが想定され、またこれら数字は、近年の、紛争の勃発による中途退学を含んでいない。事務総長の従前の報告において、事務総長は、児童婚、早期および強制結婚、学校での治安の欠如、学校に通うことから生じる暴力への脅し、学校を標的にした攻撃、軍による学生あるいは関連要員または学校の利用を含めた、教育への女子のアクセスに影響を及ぼす様々な障壁を強調した。教育へのアクセスを拡大する教育手段としての新しい技術は、特に地方や遠隔地において、このような障壁を克服することにも役立つであろう。

強制移動の状況における保護

45. 2014年10月、安全保障理事会は、「行き場を失った女子と女兒：指導者と生存者」というテーマに焦点を当て、女性と平和、安全に関する年次公開討論を行った(S/PV.7289)。討論において、70人以上の発言者が行き場を失った女性のますます深刻な状況について討論し、そのような増加をもたらす暴力的な過激主義の影響について詳しく語った。安保理は、行き場を失った女子と女兒は、性的およびジェンダーに基づく暴力や差別を含めた、人権侵害と虐待に曝される極めて高いリスクにあることを認識し、司法へのより良いアクセス、基本的医療サービス、強化された参加および人道支援と、女性の保護を組み合わせることを促した(S/PRST/2014/21を参照)。

46. 決議2122(2013)において、安全保障理事会は、不平等な市民権、ジェンダーに関する偏見のある庇護法の適用、身分証明書の登録とアクセスへの障壁の結果として、強制された移動の状況における女性の悪化した脆弱性に懸念を表明した。従前の報告書において、事務総長は、無国籍を撤廃する必要性を強調した(S/2014/693を参照)。子どもへの国籍の付与において女性に平等を与えていない国籍法は無国籍を生じさせ、この問題は世界中で少なくとも1,000万人の人々に影響している。²³ 今日、27か国には、女性が子どもを保護し子どもに国籍を与える能力に関して、女性に差別的な法がある。²⁴ この問題の影響は深刻であり、基本的な公的サービスや雇用の機会へのアクセスが退けられる。この分野でより強力な行動を起こすために、2014年に国連難民高等弁務官事務所は2014年から2024年の期間に、無国籍を終わらせる地球規模の行動計画を始めた。主要な活動の一つは、女子と女兒に対する直接または間接的に差別をもたらす国内法の廃止である。

人道的な活動においてジェンダー平等を促進する

47. ジェンダー主流化が人道上の効果を改善するという、増えてきた証拠にもかかわらず、指針と現実の間のギャップは明らかなままである。2011年と2013年の間、人道問題調整事務所の財政追跡システムにおける全ての人道計画の中で、ジェンダー平等向上という明確な目標があったのは2%以下であった。2014年には1%に落ちこんだ。²⁵ 最近になってようやく国際社会は、収容施設

²³ UNHCR, “World at war”, 上記注3を参照。

²⁴ UNHCR, “Background note on gender equality, nationality laws and statelessness 2014” (2014).

²⁵ Global Humanitarian Assistance, “Funding gender in emergencies: what are the trends?”,

の共同体における女性のリーダーシップと、参加評価における包摂を支援し始めた。女性たちが自らそして他者をよりよく支援し、また自らの権利を主張できるように、より多くの作業がエンパワーメント計画における女性の意識的な関与を支援する中、ある人道的な関係者が、そのプログラミングにおいてジェンダー平等をずっと実施し損なっていることは厄介である。人道的な結果に関するそのようなプログラミングの影響を調べた 2015 年の複数国の研究は²⁶、ジェンダー平等プログラミングは女子、男子、女兒、男児による人道サービスの使用とアクセスの改善に、またプログラミング全体が全ての者にとってより効果的になることに貢献することを明らかにした。調査した分野すなわち、健康、教育、水、公衆衛生、衛生と食糧の安全において、アクセスと効果への改善が全ての集団に示された。

48. 2016 年の世界人道サミットは、改革および人道部門の効果の増加の触媒の役割を果たすであろう。協議の間、参加者はジェンダーを妨げる人道プログラミングの終了と、人道活動に貢献する女性集団への支援を求めた。女性、平和と安全の課題は、モデルとしてまた着想として引用された。²⁷ 地球規模研究は、体系的に統一されたジェンダー平等の重要性、女子と女兒の人権と、サミットおよびその成果文書に結びつく全ての討論へのエンパワーメントを強調する。地域での協議は人道分野における、女性と平和と安全への誓約の実施を制限する主要な問題を浮き彫りにした。事務総長は、全てのニーズが満たされまた脆弱性が弱められることを確実とするために、人道活動がよりジェンダー対応型になるように、国際社会がこの歴史的な機会に取り組むことを期待する。

D. 司法への女性のアクセス

49. 公正な裁きを行い、法の支配を再構築することは、平和の維持にとって欠かすことができない。しかしながら、紛争後の廃墟において司法の回復への課題は膨大である。公式な制度において、裁判所はしばしば荒廃し、法記録や必要な資料はしばしばなくなる。概して、司法の独立は弱く、司法への要請は、紛争中に行われた虐殺に対処する必要性によって高まる。司法へのアクセスが、差別的な法および態度並びに制度上の障壁によりいつも妨げられてきた可能性のある女性にとって、法の支配の遵守は、紛争後の回復における女性の十分な参加にとって必要不可欠である。さらに、紛争後の国の拘禁施設は女性の犯罪者や容疑者の安全で心配のない、かつ人道的な拘留を提供せず、彼女たちは全員、虐待や人権侵害に曝されうるし、彼女たちの特別のニーズは対処されない。

50. 侵害のみならず、女子と女兒を脆弱にする根底にある不平等に対処するために、司法メカニズムの必要性の理解に向けた政策上の変化があった。その様なアプローチは、女性が経験したあらゆる種類の人権侵害を考慮し、女性たちの積極的な参加を促すプロセスを考案し、犯罪行為者の訴追への支援が、生活を再構築するために被害者にとって必要とされる救済への公平な着目と投資に合

Briefing Paper (September 2014)を参照。

²⁶ ジェンダー平等プログラミングは、女子、男子、男児と女兒の平等なアクセスと利益を支援し、あらゆる集団が危険に晒されることを回避し、意思決定に参加する平等な機会を促すことを支援するために、文脈に応じたジェンダー分析を組み入れる。UN-Women, *The Effects of Gender Equality on Humanitarian Outcomes* (New York, April 2015)を参照。

²⁷ より多くの情報は、www.worldhumanitariansummit.org より利用可。

致することを確実とすることを含む。それはしたがってエンパワーメントと説明責任を優先させるアプローチであり、過去に対処することにより未来を変えることに支えられている。²⁸

51. 紛争後および他の危機的状況における法の支配に関する、政策、司法および矯正のための地球規模フォーカルポイントはUN ウィメンとの施設の共同配置および紛争における法の支配と性暴力に関する専門家チームとの改善された調整から便益を受けた。施設の共同配置は、女性の司法へのアクセスに関するプログラミングと、性およびジェンダーに基づく暴力への対処；司法と治安部門改革への改善されたジェンダー主流化；法の支配の立案への、女性、平和と安全に関する組み入れられた主要な政策を増加し、中央アフリカ共和国やソマリアのように、直接に女性の利益となる司法計画に十分な資源が配分されることを確実とした。

52. しかしながら、我々の取組が、到達と範囲において、政策を実践に転換する積極的な方法を欠いていることは明白である。地球規模研究での協議において確認された通り、紛争中に女子と女兒が経験した違法行為への裁判は、多くの状況において達成が緩慢であり、人権侵害と虐待は紛争後においてもしばしば変わらない状態であり続ける。さらには、11年に及ぶ八つの紛争影響地域における3万人についてのハーバード人道イニシアチブによって行われた調査からの最近の証拠は、女性は、男性よりも公的および伝統的な司法メカニズムへのアクセスについて十分に通知されず、またそのアクセスも低い傾向にあることが報告されていることが明らかになった。²⁹

53. 脆弱かつ紛争後の状況における司法への女子のアクセスの分野における過去15年の評価は三つの肯定的な傾向を示す：紛争における性暴力への説明責任を確保し不処罰に対処する実際のまた統一された取組；実際は変革されうる司法への女子のアクセスへの認識の増加；介入およびジェンダー対応型の司法へのアクセスへのプログラミングの入り口として法的に多様である文脈において、非公式の司法システムに関与する認識の増加である。

訴追を増加し不処罰のギャップを終わらせる

54. 個人について公正な裁きを行うことと不処罰に対処する重要性は、女性、平和と安全に関する全ての安全保障理事会決議において強調されている。この分野における最大の発展は、人道に対する罪、戦争犯罪および集団殺害を構成する行為など、強かん、性的奴隷、強制売いん、強制妊娠、強制不妊および人道に対する罪などその他の形態における性暴力を明示的に確認し、今日までのジェンダーに基づく犯罪に関する最も漸進的かつ包括的な国際法上の枠組を規定した、とりわけ国際刑事裁判所のローマ規程の発効後の国際法の進化であろう。紛争中および紛争後の状況において性およびジェンダーに基づく暴力への対処において残された最大の課題は、被害者と証人の安全と尊厳を保護するためにメカニズムが導入されていることを確保することである。

²⁸ 女子差別撤廃委員会一般勧告 No.33 を参照。

²⁹ UN ウィメンの支援により行われた調査。国には、カンボジア、中央アフリカ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、イラク、リベリア、ルワンダと北部ウガンダが含まれる。

55. ローマ規程の締約国のいくつかは、国内の領域への国際的な規範の、起こり得る著しいカスケード効果を提示し、規定上の義務に一致してジェンダーに基づく広範囲の犯罪を犯罪化するために自国の刑法を修正した。³⁰ 国際的な司法制度の十分な進展と被害者への可能性の実現は、国家が性およびジェンダーに基づく国際犯罪に投資する包括的な枠組と、実施のための十分な資源、関連する法について女性に教育する市民の計画、ジェンダー対応型の法の実施を監視する資源と賠償のための規定に合致する、被害者と証人の支援のための特化した手続を有するように、ローマ規程を国内の文脈に組み入れることを必要とする。これらの構成要素のそれぞれが、司法への女性のアクセスに著しい影響を与え、またそれぞれがローマ規程の一部であるが、国際刑事裁判所との関連において補完性の狭義の議論においてしばしばなおざりにされる。

56. 過去 10 年間の重要な発展は、紛争関連の犯罪を扱う特別法廷あるいは裁判所（例えばクロアチア、コンゴ民主共和国、リベリア、セルビアおよびウガンダ）および特にジェンダーに基づくおよび性暴力を処遇する訴追および調査班の設立であった（A/HRC/27/21 を参照）。このような種類の訴追は、紛争における法の支配と性暴力に関する専門家チームを含めた、平和維持活動局、OHCHR、UNDP、紛争時における性暴力に関する特別代表事務所、司法即応対応並びに国連ウィメンおよびジェンダーに基づく暴力司法専門家ロスターを団結させる、ますます多くの国際的な関係者が現在では貢献している取組である、国際的な犯罪として性およびジェンダーに基づく暴力を捜査し訴追する能力を有する国家管轄権を必要とする。最近の経験は、性暴力犯罪の訴追を可能にする国家当局への正確な技術支援の提供の潜在的な恩恵を例示する。これは紛争時における性暴力に関する事務総長特別代表の政治的関与により、専門家チームを通じて、最終的には、2009 年に行われた性暴力を含めた犯罪の疑惑について 16 名の高位の個人を訴追したギニアの判事パネルに技術支援を提供することを可能にしたギニアの例を含む。起訴された者の中には、元国家元首のムサ・ダディス・カマラと大統領護衛の長クロード・ピビがいる。しかしながら、これら犯罪の国家での訴追の実際の数は、実際に行われた犯罪全体のほんの一部であり続け、これら犯罪が沈黙および不処罰をもたらさないことを確保するためには、政治的意思の増加、専門性、資金、能力支援と市民への教育の取組が必要である。

訴追を超えて：移行期正義の課題

57. 移行期正義のメカニズムは女性の人権侵害全般に対応し、被害者に救済を提供し、ジェンダー不平等を強化するよりもそれを変化させようとしなければならない。安全保障理事会決議 2122（2013）および女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約と合致して、真実を知る権利は紛争後の正義と安定に必要な不可欠である（A/HRC/27/21 を参照）。真実和解委員会、国際的な調査委員会、事実調査団を含めた様々なメカニズムが真実追究を促す。真実委員会の完全な影響はいまだ実現されていないが、我々は、決議 1325（2000）の採択以降、真実委員会のジェンダーへの配慮における著しい進展を目の当たりにした。特に重要なことは、委員会の任務、女性組織との協議、スタッフの訓練を通じて、紛争中に女性が経験したあらゆる種類の侵害に対処する範囲、十分

³⁰ Fionnuala Ní Aoláin, “Gendered harms and their interface with international criminal law”, *International Feminist Journal of Politics*, vol. 16, No. 4 (2014) を参照。

に資源のあるジェンダー担当班、そしてジェンダーの視点を効果的に主流化することへの誓約を定めた職務権限の計画であった。

58. 2014年に、国際連合が支援した真実委員会がマリ、フィリピンとチュニジアに設立された。そのうち二つが活動しており、両方ともに女性が先導し、少なくとも委員の3分の1が女性である（チュニジアでは33%、フィリピンでは50%）。³¹ チュニジアにおいて真実尊厳委員会を設立した移行期正義の法は、女性に対する暴力の影響が、真実を明らかにした場合また賠償の構想において考慮されることを規定する。同法はまた委員会に対して、聴き取りの間、プライバシーの尊重を含めた女性の権利の保護を確実にする措置を策定することを求める。委員会による、「被害者」の定義に集団と家族の構成員を含めること、また腐敗などの社会経済的な権利の侵害を考慮する権限は、暴力に脆弱な女性に及ぶ差別の構造的文脈に対処する強力な枠組を提示する。2014年に設立された、マリの真実正義和解委員会は、特に女性と子どもに対して行われた重大な人権侵害の事件を調査する任務が与えられている。2014年に刊行されたブラジルの真実国家委員会の最終報告は、性およびジェンダーに基づく暴力について詳細な一章を充てている。

59. 女性の要求に十分に対処しない公的なプロセスの文脈においては、市民社会組織が女性の経験を際立たせる自らの法廷を設立した。2015年5月に、旧ユーゴスラビアのあらゆる場所から、何百人もの女性が、政治的民族的分断を乗り越えて、地域全域から集まった女性集団によりサラエボに設立された法廷に集まった。この構想は生存者が法廷について協議を受け、そのオーナーシップを与えられた参加型プロセスの成果であった。女性は、紛争中および紛争後の間、かつての暴力の継続を浮き彫りにし、家族および共同体に関するジェンダーに基づく暴力の結果、継続する不処罰の風潮、正義と平等への障壁を克服する強力な女性のネットワークの状況について証言を行った。この女性の法廷の経験は、カンボジア、グアテマラ、ネパールなどにおける類似のイニシアチブに続くものであった。

60. 調査委員会は、国際連合などによって、犯罪を記録し歴史的な記録を創り出すためにより頻繁に用いられる手段となった。さらに、これら組織は、訴追を含めた適切な紛争後の正義と説明責任の道を開いた。事務総長は、2011年の報告書（S/2011/598）に含まれている要請に従い、UN ウィメンがジェンダー助言者あるいは性およびジェンダーに基づく暴力の調査官を OHCHR 主導の調査委員会と事実調査ミッションに出向させる実践が組織的に維持されていることを嬉しく思う。これら成果は、公式かつ非公式な会合を通じて安全保障理事会にますます報告されている。

61. 被害者への包括的な賠償は、紛争後の社会の再構築において主要な要素である。おそらく、近年における賠償の分野における最大の進展は、紛争に関連した性暴力の被害者に賠償を提供する政治的意思の増加と、賠償が効果的であるためには、女性を侵害以前の状況に戻すことについてのみならず、侵害の根本原因でありうるジェンダー不平等を反転させる変化の可能性のためにも努力しようとする認識であった。ボスニア・ヘルツェゴビナの戦争犯罪裁判所は、2015年6月に、戦時

³¹ 真実和解委員会が女子と女兒の権利と参加に対処する規定を含む程度についてのデータは、決議 1325（2000）の指標を用いて 2011 年以降、追跡されている。

のレイプの犠牲者にはじめて賠償を認める画期的な判断を行った。他の特定国の例については、紛争関連の性暴力に関する事務総長の従前の報告書（S/2015/203）および2014年に始まった紛争関連の性暴力への賠償に関する事務総長の指針ノートに記されている。変化の影響を持つ賠償計画が持続可能であるためには、的を絞った開発政策と開発の関係者の関連が、それらを補完するために必要である。これは特に大規模な権利の侵害および貧困の文脈における事例であり、ジェンダー不平等を含めた、構造的不平等に対処する重要な手段になり得る。

複数の法的文脈における司法への女性のアクセス

62. 他の傾向は、介入の入り口として非公式の司法制度における関心の増加と、紛争中また紛争後において、効果的なプログラミングは公式な制度がしばしば存在せず、あっても資金が不足している場合に、様々な法的文脈の現実を理解し関与しなければならないことへの認識である。非公式の司法制度が女子と女兒の権利の等しい保護を提供することを確保することに投資が増える一方で、活用されていない関与の分野もある。

63. 慣習法あるいは宗教法が、憲法上の平等および無差別規定から免除されている複数の法制度は、紛争中および紛争後の状況においてを含めて、改革することがより困難である。紛争後の段階が、憲法および法律の改革をほとんど常に伴うことから、全ての法制度において、ジェンダー平等と平等権を定着させる重要な契機である。宗教法および慣習法への憲法の優越を確認し、また宗教法と慣習法が平等に関する憲法規範に合致していることを義務付けることは、女性の権利の保護と促進の確保に向けた重要な一歩である（A/HRC/29/49を参照）。これは国内の積極的な取組と支援を確保することによって達成されなければならない。

64. 全ての状況における女性の参加と正義の形態は、本質的に変化の影響を持つ。公共サービスの提供の最前線に女性を雇用することにより、よりジェンダー対応型の司法制度を創り出すことをデータが示している。例えば、女性の警察官の数の増加は、性暴力の報告の増加と正比例する。また女性の判事は、裁判において女性にとってより資する環境を生み出し、性暴力の事件の判断結果に違いをもたらすことが証明される。³² 女性の参加の促進は、司法行政における女性の関与への義務的な割り当ての下限を通じて、女性が法曹のキャリアに進むことを奨励する計画によって促される。

65. 地球規模研究の協議において、正義が、安全とベーシックニーズへの平等なアクセスについてのより広範な関心と不可分に扱われるべきである、という女性の要求ほど普遍的に共鳴した問題事項はなかった。女性にとって、暴力への脆弱性という経験と自身への侵害の影響は、女性たちの不平等な地位と直接に関連する。正義とは、過去への対処でもあるのと同様に、二度と起こらないことの保証を含む、より良い将来を確保することでもある。正義は、基本的に、紛争、人権、また広範な開発との関連である。例えば、性およびジェンダーに基づく暴力の生存者が司法にアクセスすることは、本質的に包括的でなければならない。コンゴ民主共和国東部において、UNDP、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）、そしてその他のパートナーは、犯罪の不処罰、

³² UN ウィメン、Progress of the World's Women: In Pursuit of Justice (New York, 2011) を参照。

とりわけ性およびジェンダーに基づく暴力に対処する法支援クリニックの広範囲なネットワークを支援する。これらクリニックは、医療、心理社会的また法的支援を含み、より最近では、識字クラス、社会経済的再挿入支援、生存者への態度に関する共同体指導者の教育そして被害者への心理社会的支援を通じての、被害者が直面する社会復帰の問題に対処しはじめた。³³ 一か所において、医療ケア、心理的カウンセリング、警察の捜査官へのアクセスそして法支援を生存者に提供するワンストップセンターは、しばしば接触の入り口である医療の専門家と警察との間の、調整されたアプローチを通じて、生存者のより広範なニーズへの法的サービスの統合へのモデルの成功例となることが証明されている。女性の拘禁者はしばしば自身も虐待の犠牲者であり、精神的な疾病に悩まされ、また自分の子どもの主な世話人であり続けることを鑑みた場合、法的支援へのアクセスも、公正な裁判と判断を確保するために、女性の拘禁者と被告人にとって極めて重要である。

E. 紛争予防：女性と平和と安全の課題の起源

66. 「平和のために私たちの力を合わせること：政治、パートナーシップおよび人々」と題された報告書において、平和活動に関するハイレベル特別パネルは、予防の取組が、「紛争中および紛争後に展開される、より資金提供された平和活動の資源の乏しい関連事項」にとどまっていることを見出し、予防と仲介を国際と平和の安全の背後から前面に置くためにより多くがなされることを求めた。その様な取組は短期間の女性のより多くの参加と、事務総長特別政治ミッションと特使によって前進した働きを含めた、構造的な予防の取組によって非常に強化されるであろう。2000年に、女性の平和活動家が、安全保障理事会に女性と平和と安全への呼びかけを行った際に、彼女たちは地球規模の平和と安全への脅威に対処するために世界の人口の半分の十分かつ平等な参加を望んだのみならず、国際の平和と安全が維持され回復する方法について抜本的な変化を模索した。彼女たちの目的の中核は、武力紛争の予防と、住居所、共同体と国家を作ることをより危険にする、軍事化の加速化レベルの後退だった。このような懸念と恐れは今日においても共鳴し続けている。協議において、世界中の女性たちは、国際連合が「剣を鍛えてすきを作る」という自らのビジョンを失ったことに懸念を表明した。2014年に、暴力の地球規模の財政支出は、世界の国内総生産の13.4%、14.3兆ドルと推定されている。³⁴ 人的コストと紛争の影響は何十年も続き、暴力の新たな循環、荒廃と絶望の一因となる。紛争予防についての軍事的な見解は、決議1325(2000)が、より平等で公正かつ平和な世界というその変化させるビジョンに不足していることを、紛争予防についての軍事的見解は売り込んでいる。

67. 最近の調査は、ジェンダー平等のレベル、経済的、政治的社会的権利の女性のアクセス、女性の安全が、国内における平和のレベルの主要な指標であることを示す。それゆえに、教育と訓練の機会の観点からを含めた、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへのより多くの投資が、安定、発展、平和と人権に密接に結びついている。女性に対する暴力の地球規模の蔓延は、しばしば暴力

³³ UNDP, *Strengthening the Rule of Law in Crisis-Affected and Fragile Situations: Global Programme Annual Report 2014* (New York, 2015)を参照。

³⁴ Institute for Economics and Peace, *Global Peace Index 2015: Measuring Peace, Its Causes and Its Economic Value* (2015)を参照。指標は、一つの広範な主題を用いて地球規模の平和を評価する。それらは社会における安全のレベル、国内および国際紛争の程度、そして軍事化の程度である。

によりさらに悪化し、紛争後により深刻にさえなる。この暴力の継続は、社会の人口の半分の平和を損ない、紛争後の復興と統治における女性の参加の障壁として立ちはだかる。ジェンダー対応型の紛争予防は、紛争前、紛争中そして紛争後の、女性と女子の生活に浸透している不安定さ、不平等と人権侵害の理解から始められなければならない。

紛争を予防する短期および中期の措置の強化

68. 分析の分類としてジェンダー配慮を効果的に統合し、十分なジェンダー平等の専門知識を包含する、あるいは現地の女性を関与させる早期警戒制度はほとんどない。社会の不安定さの高まりにまず気が付きました経験するのは女性である。例えば、コソボとシエラレオネの調査は、これら文脈において、女性が武器の蓄積や計画されている暴力的な攻撃について貴重な情報を持っていたものの、その情報を報告したり共有したりする手段を持っていなかったことを明らかにした。³⁵ 緊張の高まりは、女性の移動の自由を制限し、公共の場での襲撃の危険を高め、脅しのために畑や庭にアクセスできなくなり、またそのような意思をそぐことになる。家庭内暴力のレベルの高まりや、家庭の内外でのジェンダーに基づく暴力への女性の特別な脆弱さは、社会全体における緊張状態や軍事化の高まりをしばしば反映している。

69. さらに、ジェンダー特定型の指標は貴重な情報源となる。例えば、南スーダンのジョングレイ州における紛争の早期警報指標は、婚資を上昇させ、妊娠中絶の増加をもたらした男性のみの集団の異常な運動を含む。³⁶ このような特定の問題は、予防行動の早期警報メカニズムの要素として捉えられれば、貴重な指標であり、情報源となる。女性はこのようなシステムの考案、実施および監視において参加しなければならず、またシステムは、ジェンダーに敏感でジェンダーに基づく暴力に特有の指標を含むべきである。

70. 新しい技術が戦争を行う上で利用されるのと同時に、それらは安全を高め紛争を予防するためにも用いられる。ドローンや衛星監視システム、携帯電話やインターネットのプラットフォームは、紛争予防にとって重要な手段となりえる。女子と女兒が、紛争予防技術から十分に便益を得るために、国際連合システムの機構と機関また加盟国は、女子と女兒が平等にアクセスし、これら新しい技術の利用を通じての早期警報の兆候を監視する者が、ジェンダー特定の安全への脅威を感知するために訓練と教育を受けることを確保しなければならない。MONUSCO は、人々が国際連合と関連する対応メカニズムに直接にアクセスできるように、ジェンダーに敏感な早期警報制度の一部として、女性に携帯電話を提供するプログラムを始めた。

71. 従前の年次報告書において、事務総長は、共同体レベルの仲介、紛争解決と紛争緩和メカニズムをより支援し強化する必要性と重要性を強調した。地球規模研究において強調された革新的な実

³⁵ Hannah Wright, “Gender and conflict early warning: results of a literature review on integrating gender perspectives into conflict early warning systems”, Saferworld Briefing (London, 28 May 2014)を参照。

³⁶ Pablo Castillo Díaz and Sunita Caminha, “Gender-responsive early warning: overview and how-to guide” (UN-Women, October 2012)を参照。

践は、ケニヤ、ナイジェリアや他の地域で採用された女性状況ルーム、リベリアで設立された「平和の小屋」、女性の共同体指導者が自らの地区と人々が中立であり、武力紛争から免れていることを宣言し、戦闘員に対してこれら共同体を暴力に巻き込まないように要求した、コロンビアのある地区に作られた「平和共同体」を含む。

72. このような予防可能な取組の進展を達成するために、ジェンダーの専門家が、全ての関連する国際連合諸機関の全体に含まれる必要がある。理想的には、ジェンダーおよび女性と平和と安全に関する確かな専門知識を持つ分野別専門家は全ての関連するミッションの部門に駐在すべきである。国際連合東ティモール統合ミッションは、このアプローチの初期の先例を打ち立てた。ハイレベル独立パネルへの応答において、事務総長は、特別代表事務所に上級ジェンダー助言者を配置し、助言者に直接に報告を行い、戦略レベルで上級のミッション指導者に助言することの実践について確約した。能力に関しては、2014年に活動中の11の特別政治ミッションのうち六つのみに専門のジェンダー助言者のポストがあった。しかし、これら6のミッションには全体で25のジェンダー問題担当官がおり、全ての特別政治ミッションは、ジェンダーフォーカルポイントを任命していた。比較すると、16の展開中の平和維持ミッションの九つにジェンダー助言者のポストがある一方、これらポストの七つは2014年末には空席であった。本部において、ジェンダーの専門家は、包括的な主流化とミッションの任務の支援に必要であるものの、政治局にはコア予算によりたった一つジェンダー助言者と二つの追加の暫定的な予算外のポストがあり、平和維持局には長期のコア予算のポストが三つあるのみである。

根本原因に対処する

73. 国際的な小型武器の取引は、毎年85億ドルと推定されている。小型武器のかなりは合法的な社会から違法な社会へと流用され、とりわけ女性への暴力と不安定の割合を増加させる。例えば、ラテンアメリカでは、地球規模研究への市民社会組織の調査への回答者は、組織犯罪が、地域における女性と平和と安全にとって、最も差し迫った新たな問題であることを示した。違法な小型武器の管理のための国家のメカニズムの存在に関するデータの利用可能性は限られたままである。³⁷ 2014年に、あらゆる側面で小型武器の違法な取引を防止し、闘い、根絶するための国際連合行動計画の下で設立された、違法な小型武器を時宜に適ってまた確実な方法で特定した追跡することを国家に可能にする国際的な文書を通じて、75か国が自発的な国家報告を共有した（A/CONF.192/15を参照）。この中で、47か国（63%）が、小型武器に関する国家調整機関を有することを報告し、2か国は設立のプロセスにあった。95%が国内フォーカルポイントを有することを報告した。58か国（77%）が小型武器を規制する法律が実施されていたことを報告した。2014年に行動計画に報告を提供した14の紛争中および紛争後の国家のうち³⁸、9か国（64%）が、調整機関を有すると述べ、13か国（93%）が、フォーカルポイントを有することを報告し、11か国（79%）が小型武器を規制する法律を実施していることを報告した。これに対して、2013年にデータを報告した、紛争中および紛争後の国家のわずか44%が法律を実施しており、35%は法律が包

³⁷ この指標のデータは、決議1325（2000）の実施を監視するために毎年集積される。

³⁸ 上記注13を参照。

括的でないことを示唆した。

74. 2014年12月24日に効力を有した武器貿易条約は、武器移転の規制と、ジェンダーに基づく暴力の比率への影響の緩和に向けて重要な一步を際立たせた。締約国は、紛争の根本原因として、また世界中の女子と女兒の生活の不安定の源としての武器の拡散に対処するために条約を履行しなければならない。特別な国家レベルの対応も、小型武器の移動に対処するために発達した。例えば、フィリピンにおいて国内の銃による高レベルの暴力に対応するために、女性の市民社会組織が条約の採択と、小型武器の移転と使用に関する規則の対策に関する指標を含んだ、決議1325(2000)と1820(2008)の実施に向けた国家行動計画に小型武器規制を含めるためにロビー活動を行った。³⁹ 条約の履行において締約国が直面する能力の格差と他の課題は、より強い注意を必要とする。

75. 持続可能な開発のための2030アジェンダの交渉は、持続可能な開発を達成するために全ての国にとっての普遍的かつ変化する地球規模課題に関する、先例のないまた包括的な議論を生み出した。この文脈において、平和な社会と効果的な政府機関および開発の関係が再確認された。例えば、アフリカ連合は、持続可能な開発の目標として認められる、開発と平和、安全と安定の間の込み入った関係が、合意されることを求め、紛争予防への着目とその根本原因への対処を求めた。この政治的意思の高まりは、2015年以降に、平和的かつ包括的な社会の構築のためのより意義のある行動に変わらなければならない。事務総長は、2030アジェンダが、不平等、腐敗、不十分な統治および違法な財政的なまた武器の移動など、暴力、不安定および不正を生じさせる要因に対処しているという事実に励まされる。さらに、2030アジェンダは、紛争を解決しまたは予防し、および平和構築と国家建設において女性が十分かつ平等な役割を担うことを確保することを通じてを含めた、紛争後の国家を支援する我々の取組を倍加する必要性を強調する。

F. 軍事化が進む世界における平和の維持

76. 過去15年間、国際連合の平和維持の予算は3倍以上になった。平和維持ミッションの文民のスタッフ数が50%以上増加した一方、制服要員の数は3倍になり、ミッションは現在では3倍以上長期に及ぶ(A/70/95-S/2015/446を参照)。最近の職務権限とドクトリンは、維持する平和がない不安定な環境で活動する際に、文民を保護する義務を守るために、積極的なものを含めて、武力を行使するより多くの準備を強く求めた。戦場の範囲を再確定し、兵士と武器の境界線を曖昧にする地球規模の対テロキャンペーンや洗練された武器技術により形成される、ますます軍事化が進む世界において、これらミッションは活動する。地球規模研究は、治安部門の制度を含めて、女性と平和と安全の課題に関与する、様々な関係者による取組を分析する。これらは平和維持へのジェンダーの視点を主流化し、主要な部門内にジェンダー平等の統合を増やし、軍と警察においてジェンダーバランスを改善し、全てのカテゴリーのスタッフを訓練し、文民を保護し、性的搾取と虐待に対処することを含む。研究の協議は、非暴力の保護の形態、紛争予防と危機への政治的解決へのさら

³⁹ *Small Arms Survey 2014: Women and Guns* (Cambridge, Cambridge University Press, 2014)所収の、Megan Bastick and Kristen Valasek, “Converging agendas: women, peace, security and small arms”を参照。

なる重視の必要性を強調した。

平和維持にジェンダーの視点を主流化するための取組

77. 国際連合の平和維持活動は、今日、15年前には存在しなかった全体としての規範的および制度的構造から恩恵を被る。2000年には国際連合平和維持ミッションのわずか5分の1にのみ、専門的なジェンダー担当班があった。現在、全ての多面的な平和維持ミッションにジェンダー担当班があり、紛争下の性暴力に関する安全保障理事会の決議の主要な活動上の観点の実施に特に責任を担う、女性の保護助言者がますます配置されている。平和維持活動のミッションは、現在、本部の軍事部を含めた、全てのレベルでの軍のジェンダー助言者とフォーカルポイントを任命している。平和維持活動局の警察課にも独自のジェンダー助言者がいる。今では、国際連合平和維持のほとんど全ての職務権限が、一般的な文言から特定の目的を絞った規定まで多様ではあるものの、女性と平和と安全に関する特定の規定と、紛争に関する性暴力に関する厳密な要素を含む。決議1325(2000)の指標を用いて集積されたデータは⁴⁰、ミッションの軍事および警察部門への指令のほとんどが、女子と女児の権利を保護し、また女子と女児の特定された安全のニーズに対処する指示を含むことを示す。

78. 2015年半ばに、活動の九つの軍事的戦略概念の73%と、九つの平和維持活動に有効な六つの軍事活動命令がこの目的について規定を含んでいたが、これは2012年の56%から上昇している。国際連合に関しては、2015年には、16のミッションにおける81%の指令が女子と女児の権利を保護する措置を含んでおり、2012年の54%から上昇した。しかしながら職務権限と指令における強力な規定は十分ではない。熱心なリーダーシップ、シナリオに基づいたジェンダー平等と全ての職種スタッフへの人権訓練、ミッションの分野を横断するジェンダー平等の専門知識についてのさらなる統合、ジェンダー対応型保護措置の効果的な実施のための十分な資源、結果のための監視と説明責任が、全てのミッションにおける効果的な適用にとって必要不可欠である。

79. 過去15年における最善の実践の大部分は、平和維持の予算内のジェンダー平等の任務の体系的な資源不足を含めたいくつかの要因によって制約を受け、範囲と規模において限定的であった。さらに、限られた数のミッションのみが進捗を追跡しあるいは再配置あるいは撤退に関する決定の指針となる、ジェンダーに敏感な達成条件を確立していた。このことは、平和維持ミッションはミッションが女性の特別なニーズにあるいはそのミッションの職務権限におけるジェンダーに特化した規定に対応したのかについて評価することなく、撤退を完了しうることを含意する。

軍および警察におけるジェンダーバランスを改善する

80. 地球規模研究に含まれた事例が、2000年以降、より多くの国が国軍において女性の比率を増

⁴⁰ データは、平和維持活動ミッションの軍事部門の長および警察部門の長により発出された指令に含まれた、女子と女児の人権を保護する措置の程度に関する指標として、2012年以降平和維持活動局により集積されてきた。

加したことを示す。⁴¹ しかしいくつかの国は、最大の兵力提供国を含めて、全体的に低い割合のままであり、これが平和維持活動の配置に反映される。2015年7月現在、平均して、国際連合のミッションにおける軍の4%のみが女性でありほとんどは支援スタッフとして雇用される。この数は2011年以降変化しておらず、決議1325(2000)の採択以来、平和維持におけるより多くの女性への、度重なる呼びかけにもかかわらず、1993年の1%からほとんど上昇していない。この状況は、保護の新しい考えの実施や、共同体における女性の従事の可能性などの分野におけるミッションの任務に影響する。研究は、国際連合平和維持ミッションの軍事部門への女性の参加を押し上げる誘因の提案を行っており、それは慎重に考慮されるべきである。

81. ミッションの警察部門に女性のパーセンテージを増加することは、女性に影響を与える問題に関して肯定的な結果をもたらし、不正な行為の申し立て、不適切な武力の使用または武器の不適切な使用、市民や下級の担当官との関係における権威的な行動の割合を下げることで明らかになった。⁴² 2009年に、国際連合は、2014年までに女性が全ての国際連合の警察の部門の5分の1となることを確実とするという意欲的な目標を掲げたキャンペーンを始めた。それ以降、女性のパーセンテージは増加したが、キャンペーンはいまだその目標に達していない。⁴³ 平和維持活動局の警察部門(前出)は加盟国に対して、国内の警察部隊において既に達している同等の比率の女性を配置し、女性にとってのあらゆる不平等または受け入れの障壁を特定した撤廃するための、配置のための採用政策と基準を再検討することを求めた。

性的搾取と暴行に対処する

82. 利用可能なデータによれば⁴⁴、2013年の96件、2012年の88件、2011年の102件と比較して、2014年には新たに79件の性的搾取あるいは性的虐待の申し立てが、情報を報告した国際連合諸機関全体(事務局の部局と事務所、機関、基金と計画を含む)でなされた。フィールドミッションでは、51件の申し立てが九つの平和維持ミッションと一つの特別政治ミッションにおいて報告され、大多数(75%)の申し立てが、三つの平和維持ミッションすなわちMONUSCO、国際連合ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)および国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)から受理された。フィールドミッションからの申し立てのうち、14件はスタッフの構成員あるいは

⁴¹ ジェンダーの視点に関するNATO委員会へのNATO加盟国の年次国家報告書、または女性と平和、安全に関する事務総長年次報告書における例を参照。防衛機関によって採択された特別の行動計画を有する国もある(例 アルゼンチン、ブルガリア、アイルランド)。

⁴² Charlotte Anderholt, *Female Participation in Formed Police Units: A Report on the Integration of Women in Formed Police Units of Peacekeeping Operations* (Carlisle, PA, United States Army Peacekeeping and Stability Operations Institute, September 2012).

⁴³ ミッションの警察部門は、個人としての男性の警察官と女性の警察官、そして編成された警察部隊により構成される。女性は、現在、個別に採用される警察の18%を占めるものの、編成された警察部隊を合わせるとパーセンテージは10%に下がる。“Gender statistics by Mission” (United Nations Department of Peacekeeping Operations, May 2015)を参照。

⁴⁴ データは、平和維持活動局とフィールド支援局の下、国際連合規律担当班により定期的に収集され発表される。これは、関連した事件の全体数に基づいて、制服、文民の平和維持要員およびあるいは人道ワーカーにより行われたと申し立てられた、性的搾取と虐待の報告された事例のパーセンテージに関する、決議1325(2000)の指標を伝える。

国際ボランティアが関与し；24件は軍の派遣部隊または国際連合軍事監視団が関わり；13件には国際連合警察官、制服の警察部隊の構成員および政府から提供された矯正要員が関与した。18件の申し立て（35%）は、未成年との性行為あるいは18歳またはそれ以下の年齢の個人の暴行を含めて、最も甚だしい形態の性的搾取と虐待が含まれた。父子関係確認請求は12件の申し立てと関連していた。

83. 文民要員あるいは警察およびミッションの専門家の地位である軍事要員と関わる申し立ての大半は、調査のために国際連合に照会された。その一方で軍の派遣部隊の要員が関与する申し立ては兵力提供国に照会された。加盟国からの返答がない場合や事項についての調査の拒否の場合、捜査は国際連合によって自動的に行われた。2015年1月31日現在、5件の申し立てについて兵力提供国によって行われた捜査（4件は立証され、1件は立証されなかった）と、13件の申し立てについて国際連合によって行われた捜査（5件は立証され8件は立証されなかった）を含めて、2014年に受理された18件の申し立てについての捜査が完了した。フィールドミッションにおいて、ある文民要員が関与した立証された申し立ては、国際連合による懲戒処分と可能な刑事責任措置に付託された。2014年に行われた軍事と警察要員が関与した行動に関しては、兵力と警察提供国は、16名の軍事要員と5名の警察要員が、懲戒の理由で本国に送還され、2014年あるいはそれ以前に受理された立証された18件の申し立てとの関連により、将来、フィールドミッションに参加することが禁止されることが通知された。2014年に受理された申し立てに関しては、加盟国からの回答は、性的搾取についての2件の別個の立証された申し立てに関して、行政的な特徴の懲戒処分が2名の軍事要員に対して行われ、2名の追加の軍事要員が、1件は性的虐待もう1件は性的搾取という別の2件の立証された申し立てにより収監されたことを示した。

84. 事務総長は、平和維持の文脈で明るみに出る性的搾取と虐待についてのあらゆる申し立てについて極めて懸念している。国際連合は、平和維持要員を展開する際に、最も影響を受けた場所において世界中で最も脆弱な人々を守ることを目的としている。事務総長は、この信頼を得ている役割に人々が疑問を呈する要因となるあらゆる行動を容認できない。2015年に中央アフリカ共和国に展開した国際連合平和維持要員の行為に関する問題となっている申し立ては、国連と加盟国がより多くを行わなければならない分野として、これが残っていることを示した。平和維持および他の人道活動において国連のために働く人々は、この機構の崇高な理想を守らなければならない。しかしながらわずかの人々による言語道断な犯罪行為は、何万人という国際連合平和維持要員と他の要員による勇敢な努力を傷つける。性的搾取と性的虐待からの保護に関する特別な措置に関する直近の事務総長報告書において（A/69/779）、事務総長は、機関、基金と計画を含めて、性的搾取と性的虐待に対する国際連合の対応を強化する一連の提案を行った。事務総長はまた、中央アフリカ共和国における性的搾取と虐待の報告および国連全体の対応を調査するハイレベルの外部独立パネルを任命した。全ての申し立ては即座に報告され、徹底的に調査され、断固として行動されなければならない。これを行わないことは明確な結果をもたらすであろう。加盟国は制服要員の責任を追及する最終的な責任を持ち、また予防的かつ懲罰的な措置を取らなければならない。これに関して、事務総長は、2015年8月13日に開催された安全保障理事会の緊急会合を歓迎する。事務総長は、平和維持要員を配置する地域機構も同様の行動を取ることを奨励する。犯罪行為者に対する事務総

長の明確なメッセージは、彼らを追跡し裁きを受けさせるために全ての可能な行動がなされるということである。事務総長は、この機構が被害者の安全と尊厳を守るために組織としての責任を守るということを確認して彼らを安心させたい。このことが、過去の誓約を実施した資源を提供することを含めて、国際社会が支援と支持を強調しなければならない分野である。

保護のための非武装の手段を促進する

85. 地球規模研究と平和活動のハイレベル独立パネルの報告は、軍事関係者およびその警察や文民パートナーによるものを含めて、非武装の保護の行動を促進する重要性を強調する。国際連合のミッションは、直接の身体的保護の提供を通じてのみならず、対話、関与および保護的環境の設立を通じて文民を保護することを意図している。地球規模研究の協議において繰り返されるテーマは、女性のリーダーシップの促進はそれ自体が保護戦略であるということである。早期警報メカニズムは、十分に活用されず、積極的および即座の対応からは分断されている。人道的な空間を保護するために、多くの人々は、存在が非武装の軍事要員や非武装の文民の保護であったとしても効果的であることを証明している、存在による保護を唱導する。

G. 暴力的な過激主義に対抗する：新しい文脈における女性と平和と安全

86. 進行中の紛争に加えて、暴力的な過激主義の発生は、共同体、国家および地域が直面している、女子と女兒の権利への直接の影響と共に、既に複雑な脅威を悪化させる。強制結婚、組織的な性的およびジェンダーに基づく犯罪、身体的保全の権利に対する侵害から、教育、医療ケアへのアクセス、公的生活への参加への制限まで、暴力と不安定さの拡大は、おそらく、現在の地球規模の平和と安全に対する最大の脅威の一つであり、独特かつ不均衡な方法で女子と女兒に影響を及ぼすものであろう。また決議 1325 (2000) の起案者が、国際的な注意を最初に喚起した時よりも、ジェンダー平等、平和と安全の間の明確な関連を、今まで以上に明確にする。2014 年に女性と平和および安全に関する公開討論との関係で採択された議長声明において (S/PRST/2014/21)、安全保障理事会は「テロリズムをもたらす暴力的な過激主義は、強制移動の増加をもたらし、女子と女兒をしばしば対象とし、殺人、拉致、人質拘束、誘拐、奴隷状態、人身売買、強制結婚、人身取引、レイプ、性奴隷および性暴力のその他の形態を含めて、彼女たちに対してなされる重大な人権侵害と虐待をもたらす」ことに深い懸念を表明した。これ以降、この女性たちを対象とした暴力は地球規模の注目をますます集めている。しかし、暴力的な過激派集団が、彼らの課題の最前に、女性の従属を置いたとしても、ジェンダー平等の促進は、彼らの暴力の拡大への、国家および国際的な対応におけるあと知恵にとどまっている。国連が暴力的な過激主義に対抗して結集し、反テロリズムおよび女性と平和と安全の課題の間の、相乗効果が構築され続けなければならない。女性の参加、リーダーシップ、人権およびエンパワーメントを促進することは、この惨害に対処する成功の機会を増やす。

女子と女兒の人権に対する意図的な標的

87. 暴力的な過激派集団によって共有される共通の特徴は、彼らの前進が、教育の権利、公的生活への参加の権利、自らの進退について意思決定を行う権利など一女子と女兒の権利に対する攻撃を伴うことである。報告によれば、女子と女兒に対する拉致と性暴力は、例えば、ボコ・ハラムによる意図的な戦術として用いられてきた。2014年の初め以降、2,000人もの女子と女兒が拉致された可能性があるとの報告は推定する。ボコ・ハラムによって監禁状態に置かれた、拉致された女子と女兒は、身体的精神的な虐待、強制労働、軍事活動への強制的参加、女性たちを捕えた者との強制婚、レイプと強制妊娠を含めた性的虐待と暴力を含め、多様な暴力を経験することを、調査はまた示す。⁴⁵ 性およびジェンダーに基づく暴力は、いわゆるイラクとレバントのイスラム国の意図的な戦略として用いられている。紛争に関連する性暴力に関する従前の報告書において (S/2015/203)、事務総長は、性暴力の利用が暴力的な過激派集団の目的、イデオロギー、財政的支援と全体的に結びついていることを強調した。

88. 暴力的な過激派集団が、力と影響を拡大し続けている中、国際的な関係者は彼らの進展を阻止するために軍事および安全上の解決に集中してきた。このアプローチは発展する問題に対処するには十分ではなく、人権侵害をもたらしたさらに不平を煽る。本質的には、暴力的な過激主義もまた、統治と開発の不足の表れであり、また人権と法の支配への尊重の欠如である。紛争に対して強靱で、暴力的な過激主義をもたらす状況に恒久的に対処できる社会の構築は、よい統治と、持続可能かつ権利に基づく開発を支援する政治と計画への投資を必要とする。地球規模研究において明らかになったように、これは、女性の人権とエンパワーメントまた女性の積極的な参加を統合する政策と計画を含めなければならない。

89. しかしながら女性は被害者であるばかりでなく、過激主義的な暴力をしでかす積極的な参加者でありまた指導者にもなり得る。彼女たちの役割は、それぞれの集団によって多様であり、自爆テロの実行や、武装組織内での女性支部や女性のみ部隊への参加、諜報活動、勧誘者や動員者を含む。女性は、勧誘の手段として用いられ、過激主義者の活動を宣伝した賛美し、大義名分への関心を生み出すソーシャルメディアにおいても重要な役割を果たす。⁴⁶ 加盟国および国際的な関係者の取組は、暴力的な過激主義に女性と男性を動かす不平を理解し、不平に対抗する強靱性を強化する原動力を支援しながら、テロリズムをもたらす条件に関する、微妙な、ジェンダー化されたレンズによって伝えられなければならない。

90. 女性は暴力的な過激派集団とテロ集団および、彼らに対抗するために用いられる戦略の双方から影響を受け、これにより、テロと反テロの間に押し込められる。人権に基づいていない、テロや暴力的な過激主義と対抗する取組は、ジェンダー平等や、女性の人権の擁護者を含めて、女性組織に有害な影響を及ぼしてきた。女性の無力化、暴力的な過激主義の拡大を伴う有害な社会的規範は、偶発ではなく、強靱かつ安定した共同体の基礎を弱める組織的なものである。一方的な、安全によ

⁴⁵ “Our job is to shoot, slaughter and kill”: Boko Haram’s reign of terror in north-east Nigeria” (Amnesty International, 14 April 2015).

⁴⁶ Shiv Malik, “Lured by ISIS: how the young girls who revel in brutality are offered cause”, *The Guardian*, 21 February 2015. <http://www.theguardian.com/world/2015/feb/20/push-pull-lure-western-women-isis> より入手可。

って動かされる解決は、軍事化された対テロ活動が経済社会活動を崩壊し、軍事目的で用いられていない市民のインフラを破壊することにより、女性の不安定さを高める。強制移動は、女子と女兒を性およびジェンダーに基づく暴力とそれ以外の人権侵害を被りやすい状況にする。このような否定的な影響を防止できないことにより女性は再び被害者となり、最終的には、さらなる貧困、一層の絶望、暴力的な過激主義に至る、さらなる急進化をもたらす。

91. 事務総長は、加盟国および国際連合諸機関に対して、的を絞ったまた証拠に基づく政策と計画対応を発展させるために、個人を暴力的な過激派集団へ参加させることを促す誘因と、女性の人権に関する包括的な反テロリズム戦略の影響を特定する、ジェンダーに敏感な調査とデータの収集に投資することを勧告する。これは女性によるものを含めて、現地のニーズと共同体の考えに基づいた、文脈およびジェンダーに敏感なプログラミングへのアプローチの考案を伴うであろう。

92. 世界は、決議 1325 (2000) と合致しての女性の参加とエンパワーメントが、平和と安全を確保する包括的な対応の必要な一部として確認される状況において、反テロの課題の発展において戦略的な契機を目の当たりにしている。安全保障理事会は、テロに関連する決議や宣言において女性にますます言及している。決議 2178 (2014) において、安保理は、暴力的な過激主義と先鋭化の拡大への予防的措置の一部として女性をエンパワーする必要性を初めて確認した。しかしながら、レトリックと、現場における関連プログラミングへの投資の程度の間にはある種の分断がある。

93. 女性と平和と安全の課題は、とりわけ国際連合グローバル・テロ対策戦略の第一の柱の下で特定されている、長期に及ぶ未解決の紛争が、テロに対してどのような状況が資するのか、また先鋭化の誘因がジェンダーの原動力に影響を与えまた影響されているのかを分析するプラットフォームを提供する。決議 2122 (2013) において、安全保障理事会は、安保理が女性と平和と安全の問題に注意を拡大する意図のある分野の一つとしてテロに明示的に触れ、このテーマは決議 2129 (2013) において再確認されている。

94. 事務総長は加盟国と関連する国際連合諸機関に対して対テロと、女性と平和と安全に関する課題の間の相乗効果を構築し続けることを促す。これは、女性の参加、リーダーシップとエンパワーメントを含めて、ジェンダーの視点を、対テロと暴力的な過激主義の枠組の防止への統合の強化を含まなければならない。それはまた暴力的な過激主義を予防し対応する権限を与えられたメカニズムとプロセスが、その職務権限を実行するために必要なジェンダーの専門家を有することを確実にすることを求める。これは国連機関が関連する能力構築と他の支援、制裁監視チーム、テロの資金を追跡し事実と犯罪捜査を実施する為に設立された機関を提供することを含む。

95. 暴力的な過激主義者は、プロパガンダ、先鋭化あるいは募集を通じて、自らの目的を進めるためにソーシャルメディアを効果的に利用してきている。同様の方法で、メディアの番組も暴力的な過激主義の話術に対抗し、ジェンダー平等、良い統治、紛争予防に関するメッセージを発展させるために用いることができる。暴力に頼らない紛争解決、男らしさと固定観念の再考を通じてを含めて、差別的な実行を変えるために男子と男児を教育するためにメディアを用いることは、女子と女

児が、暴力的な過激主義に対抗する取組に参加する経路を生み出すことにもなる。暴力的な過激主義のメッセージに対抗する話術は、男性と女性の聴衆に向けて策定されまた対象とすることをも必要とする。共同体において宗教指導者を相談相手として活動するように訓練し、暴力的な過激主義の話術に対抗する女性の声を拡大するために、教育への女性のアクセスを増やすことも重要な戦略である。

H. 実施の障害に対処する：主要な関係者の役割

96. この節は、行動を加速化し、進捗状況を測り、現地でのより良い結果をもたらすために多様な利害関係者によって行われたイニシアチブへの評価を含む。地球規模研究の準備と、安全保障理事会決議 1325（2000）の実施についての、ハイレベルの再検討を通じて特定された、優れた実践、ギャップと課題が強調されている。女性と平和と安全の課題への資金提供への批判的な観察と、その完全な実施におけるより多くの投資への強い呼びかけを結論づける。

国家レベルで行動を立案し結果を監視する

97. 2007 年以降、安全保障理事会は、紛争中および紛争後の対応においてジェンダーの視点の統合に着目する明確な戦略の策定を奨励してきた（S/PRST/2002/32 を参照）。女性と平和と安全に関する事務総長年次報告書においても強調されているように、国家および地方の実施戦略の範囲はそれ以降進展し、その中でも、女性と平和と安全に関する、特化した国家行動計画が著しい注目を集めてきた。それらは国家の利害関係者に対して、優先事項を特定し、責任を決定し、資源を配分し、特定の期限内で行動を開始する機会を提供する。2015 年 3 月現在、53 かが国家行動計画を採択した（欧州 24 かが、アフリカ 17 かが、アジア 8 かが、南北アメリカ 3 かが、オセアニア 1 かが）。いくつかの国家行動計画は、更新される予定であり、およそ 20 のさらなる国家が最初の国家行動計画を用意する過程にある。同様に、多様な女性と平和と安全の「現地化」のイニシアチブが発展してきている。

98. 国家行動計画の採択の増加は決議 1325（2000）を実施する加盟国の熱意の高まりの実例としてしばしば歓迎される。しかしながら、国家行動計画は、単にプロセスであり、行動を促進するものであって、それ自体は目的ではない。過去の教訓と優れた実践を基礎として、地球規模研究は、一貫した、的を絞った、影響のある行動を促進することができる国家行動計画に必要な共通の要素の一式を提示した。これらは強力なリーダーシップと効果的な調整、包括的な立案のプロセス、実施のための原価計算と配分された予算、監視と評価および新たに発生した状況に適応する柔軟性を含む。国家行動計画はまた、国際連合開発援助枠組のような他の計画プロセスや、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施する戦略と結びついた場合により強力となる。

99. 第二または第三世代の国家行動計画を実施している国家のいくつかは、これら分野をまたがって、初期の欠点に対処するための取組を行ったことは期待できる。しかしながら、より深遠な分析は、多くのギャップが残されていることを示す。例えば、2014 年に行われた 47 の国家行動計画の

再検討は、わずか 11 のみが実施に付随した特定の予算があったことを示した。政府のリーダーシップに加えて、効果的な国内での実施は、全ての関連する関係者と影響を受けた共同体による広範な参加を求める。国家、地域および地球規模のレベルで、結果、学んだ教訓と優れた実践を共有するより良い手段を特定する必要がある。

100. ある政府は、ジェンダー対応型的外交政策と開発協力にハイレベルの擁護者を任命した。オーストラリアは、2011 年に、地球での女性の人権の促進と保護の唱道者として、またジェンダー平等がオーストラリアの外交、平和構築および開発の取組の中心となることを確保するために、女子と女兒の世界大使の役割を設立した。2015 年にスウェーデンは、同国の男女同権外交政策を調整するために、平和構築と平和創設そして暴力の予防における参加を含めて女性の権利を保障することを目的として、世界女性問題とジェンダー平等のための特使を任命した。ジェンダー平等と女子と女兒の人権を促進するこのような明確かつ強力な政治的立場は、より多くの政府によっても再現できる優れた実践を示す。

101. 女性と平和と安全に特定した国家行動計画の他に、国家の安全保障、人権、開発協力を含めて、開発、ジェンダー平等、女性に対する暴力、平和構築と復興と災害管理などの問題に関する国家の政策と計画が、女性と平和と安全に関する進展を進める重要な入口を提供する。そのようなものとして、女性と平和と安全の問題は、より広範な政策と計画のイニシアチブから孤立した、政府の政策の資源不足の鎖とならず、様々なイニシアチブの間の相乗効果が促されることが重要である。

人権のメカニズムと、女性と平和と安全に関する安全保障理事会決議の間の関連を強化する

102. 従前の報告書において、事務総長は加盟国に対して、国際、地域、国内の人権メカニズムにより提示された勧告をフォローアップするように求めた(S/2013/525、第 64 項、および S/2012/732、第 64 項)。事務総長はまた、紛争により影響を受けた状況における、女子と女兒の人権の保護の規範的レベルでの著しい成果を強調した(S/2014/693、第 2 項)。とりわけ、2013 年の女子差別撤廃委員会による、紛争予防、紛争および紛争後の状況における女性に関する一般勧告第 30 号の採択は、歴史的な業績であった。2015 年に UN ウィメンは一般勧告および、女性と平和と安全に関する関連する安全保障理事会決議に関するガイドブックを刊行した。女子差別撤廃委員会に加えて、主要な人権諸条約の履行を監視する任務を有する、他の八つの条約機関がある。それらの任務は、紛争中および紛争後の状況における女子と女兒の権利の尊重を確実にし、加盟国の政策を伝え、また国際連合システムの他の機関への文書作製の支援に統合的な役割を担う。

103. 人権理事会の普遍的定期審査のプロセスは、各加盟国の人権状況および国際人権法の遵守を 4 年ごとに定期的に評価する唯一の普遍的メカニズムであることから、極めて重要な機能を果たす。事務総長は、普遍的定期審査に参加している加盟国に対して、同格の加盟国への質問と勧告におけるまた人権理事会への提案における女性と平和と安全の義務および責任を審議することを奨励する。事務総長はまた、人権理事会および条約機関への提出を通じて、また自国において変化を唱道するために再検討の結果を用いることにより、説明責任のプロセスを評価する市民社会の取組

をも称賛する

104. 人権理事会の特別手続の職務権限の保持者は、紛争影響国における女子と女児の権利に特別に注目してきた。例えば、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、女子と女児に影響を及ぼす構造的不平等を改革するために正義の必要性の受容をさらに進めた、賠償に関する極めて重要な報告を発表した；法と実践における女性に対する差別の問題に関する作業部会は、移行期を含めて、公的および政治的生活における女性に対する差別について最初の分野別報告を刊行した；強制されたあるいは非自発的な失踪に関する作業部会は、ジェンダーおよび強制失踪に関する一般的意見を採択した。地球規模研究は、女性と平和と安全に関する問題について、特別手続が理事会に概要を伝えることを招請することを含めて、安全保障理事会と特別手続の間の相乗効果の拡大の重要性を強調する。例えば、国内避難民の人権に関する特別報告者は、2014年10月、女性と平和と安全に関する公開討論の間、安全保障理事会において概要を伝えた（S/PV.7289を参照）。人権理事会はまた、武力紛争の状況を調査し、分析し報告を行う、調査委員会と専門家事実調査機関を設立する権限も有している。説明責任の重要な手段として、性およびジェンダーに基づく暴力について報告するその様な機関の能力は、強化され続けなければならない、安全保障理事会やその他の関係者との情報の流れが、一層奨励された。

105. 地域および準地域の人権メカニズムは、女性の権利の保護と向上を支援し、紛争により影響を受けた文脈においてジェンダー平等への誓約について国家に責任を負わせる。例えば、アフリカ地域の人権システムは、中絶の権利に関する規定を含む、初めての地域人権文書である、アフリカにおける女性の権利に関する人および人民の権利に関するアフリカ憲章議定書を含めた、女性の権利について最も強力な規範的枠組を有する（A/HRC/29/27、第17項を参照）。国家の人権文書とメカニズムも説明責任の連鎖において、重要な関連を形成する（S/2014/693、第18項）。加盟国による人権義務の一般的な遵守を確保する責任に加えて、加盟国は、女性の人権を含めて、国際および地域人権メカニズムにより提案された勧告を実施し、期限、成功のための基準と指標を設定することを先導する唯一の立場にある。

地域および準地域のレベルでの実施を強化する

106. 多くの紛争の地域の特徴を考慮すると、国際連合およびアフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）並びに欧州連合などの地域的また準地域的機構との間の平和と安全の分野での協力が、例えば、中央アフリカ共和国、マリ、ソマリアとスーダンにおいて、並びにアフガニスタンにおける北大西洋条約機構（NATO）とで、一般的に強化してきている。アフリカ連合の主催の下、11の諸国によるコンゴ民主共和国および地域の平和、安全協力枠組の採択、2013年の、太湖地域、南アフリカ開発共同体（SADC）と国連との国際会議は、強化された協力と新しいパートナーシップの例である。

107. 地球規模研究への地域の協議は、地域と準地域の機構が、地球規模の女性と平和と安全の義務と誓約を、自分たちの安全、危機対応、人権または平和構築の取組に統合してきた様々な方法を

際立たせた。2015年5月現在、ECOWAS、欧州連合、政府間開発機構（IGAD）、NATO および太平洋諸島フォーラムの五つの機構は、女性と平和と安全に特化した地域行動計画を採択した。2010年以降の他の注目すべき地域のイニシアチブは、アラブ連盟による「アラブの女性の保護：平和と安全」のテーマに関する戦略の開発（2015年に女性と平和と安全に関する地域行動計画により補完される予定）、コンゴ民主共和国および地域の、平和、安全協力枠組の支援における決議 1325（2000）の実施のための行動計画の採択、およびアフリカ連合による、2015-2020年の新たな5年、ジェンダー、平和、安全計画の開始を含む。ある地域においては、主要な地域機構による、女性と平和と安全の課題へのより一層の注目が、加盟国による、関連する国家行動計画への増加に貢献し、得られた教訓の地域全体での共有を促してきた。例えば、欧州安全協力機構は、オスロ国際平和研究所と協力し、優れた実践、ギャップと課題に着目した、地域における27の国家行動計画を分析した調査を発表した。

108. 紛争に関連する性暴力に対処する、国際連合並びに地域と準地域の機構との協力もまた、アフリカ連合と太湖地域に関する紛争時における性暴力に関する特別代表事務所との国際会議の間で署名された協力枠組に基づいて強化された。この枠組は、基本的に、紛争に関連する性暴力の審議が、これら機構の任務に体系的に反映されることを確実にする協働を強化する。類似の協力枠組が、アラブ連盟と合意され、総会第70会期の間正式に署名される予定である。事務総長は、現在、NATO加盟国において追認されている、紛争に関連する性およびジェンダーに基づく暴力の予防および対応に関するNATO軍事指針の採択を歓迎する。

109. 地域機構における上級の地位における女性の代表の割合の低さにもかかわらず、データでは、2012年以降、上昇傾向が見られることが示される（S/2014/693、第12項）⁴⁷。しかしながら、均一でないデータの利用可能性により、着実な傾向分析が妨げられている。NATOにより提供された情報は、2104年12月現在、女性は、NATO本部の38（16%）の幹部指導者の地位（国際的な軍事スタッフや代表を除いた、国際的なスタッフ）のうち六つを占め、また国の事務所において七つのうち二つの地位（28%）を占めていることを示す。さらに、NATOの特別代表の二つの地位のうち一つは女性が占めており、これにより指導的な地位にある女性の全体の割合は19%になる。欧州連合外部行動サービスにおいて、女性は、28の本部にある管理職の地位のうち三つ（11%）を占め（2013年の13%から低下）、135の国別事務所とミッションのうち31（23%）を占める（2013年の21%から若干上昇）。2014年に、欧州連合外部行動サービス仲介者の二つのポストの一つが女性であり、その一方、10の特使と特別代表の地位のわずか一つ（10%）が女性であった。太平洋諸島フォーラム事務局の場合、女性は本部に拠点を置く七つの管理職の地位の四つを占めているが（57%）、女性の特別代表と特使の比率は低く、5%（36の閣僚のうち二つ）である。アフリカ連合委員会では、委員は男女同数に達し、上位の指導的な地位に関しての、2012年にアフリカ連合の委員会議長としてヌコサザナ・ドラミニニズマの任命は、重要な発展を示唆した。

⁴⁷ 例えば S/2014/693 囲み 12 を参照。本部のハイレベルの管理職（職業の国際的な基準の階級 No.88、主要集団 1：立法者、上級の役人および管理者に相当）、特別代表または特使、国別事務所の長、ミッションの長および仲介者を含めた、管理職の地位。

110. 強化されたジェンダー平等の構造並びにアフリカ連合、欧州連合、NATO および欧州安全協力機構などの地域機構における技術的なジェンダー専門家の利用の結果として、これらの機構の働きの点において具体的な変化が見られる。例えば、ジェンダー助言者とフォーカルポイントが十分に機能するネットワークは、NATO の組織の軍民の要素と現地の司令部の双方を通じて機能している。同盟およびパートナー国が、ミッションのまさに初期から全てのレベルにおいて、要請されたジェンダーの専門家を利用可能にした最初のミッションである、アフガニスタンにおける NATO 支援団の立案プロセスは、ジェンダーの視点を統合することが、ミッションの立案サイクル全体の統合された一部であることを明示する。アフリカ連合は、その現地ミッションに文民保護とジェンダー担当班を設立し、紛争後のニーズ評価チームに、ジェンダーの専門家を含めた。欧州連合によって現在展開されている、全ての 16 の共通安全防衛政策ミッションは、ジェンダー助言者またはフォーカルポイントのいずれかを有する。

111. NATO とアフリカ連合の事例から明らかなように、女性と平和と安全に関する、ハイレベルの代表あるいは使節の任命は、これら機構の任務全体へのより強力なジェンダーへの着目に貢献するのみならず、了解覚書、共同ミッションおよびイニシアチブの採用を通じて明らかになる、国際連合とのパートナーシップを強化する。例えば、女性と平和、安全のアフリカ連合特使としての 2014 年の任命以降、ビネタ・ディオップは中央アフリカ共和国、ナイジェリアとソマリアに対して、連帯した任務を行った。2014 年 3 月に、アフリカ連合特使が、南スーダンに関するアフリカ連合調査委員会の一員として任命された。特使の関与は、紛争中に女性たちに行われた犯罪に特に着目することを確実とし、南スーダンの女性との密接な相互作用を促した。2015 年 7 月に、欧州連合外部活動サービスは、ジェンダー助言者のポストの創設を表明した。

112. 進捗状況を監視し結果を評価する制度を構築した地域および準地域機構の取組により、女性と平和、安全に関する義務と誓約の実施に、機構と加盟国が責任を取ることが可能になった。例えば、欧州連合閣僚理事会は、安全保障理事会決議 1325 (2000) と 1820 (2008) の実施への、包括的なアプローチに関して進捗状況を評価する一連の指標を導入した。⁴⁸ 学んだ教訓を構築した過去数年間に行われた監視の結果、これら取組の測定可能性と効果を強化する取組が現在行われている。例えば、NATO は女性と平和と安全に関する政策実施のための 2014 年行動計画に、指標付きの監視および評価枠組を含めた。同盟およびパートナー国は進捗に関して 6 か月ごとに要約を伝えられ、NATO の事務総長は、女性と平和、安全に関する政策実施に関する年次報告書を刊行する。2015 年にアフリカ連合は、アフリカにおける女性と平和、安全に関するアフリカ大陸の結果の枠組の策定を開始した。この枠組は、近年のアフリカ大陸全域での政策レベルでの進展の下に構築され、ジェンダー専門家の配置、能力構築、技術開発および国家の統計機関の強化を通じてを含めた、とりわけ脆弱かつ紛争後の状況における、性により分けられたデータの収集を改善する勧告を含む。

より強靱なリーダーシップ、調整および説明責任を国際連合内で確実とする

⁴⁸ 指標の完全なリストは、<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=ST%2011948%202010%20INIT> より入手可。データは半年ごとに集積され報告されるが、利用可能性は指標によってはいまだ低い。

113. 2010年に、事務総長は決議1325(2000)の実施と、説明責任の強化へのより包括的かつ測定可能なアプローチの発展に向けての取組を行うことに専念した。それ以来、実施を測定する一連の指標が考案され(S/2010/489を参照)、ジェンダー対応型平和構築に関する七項目の行動計画(S/65/354-S/2010/466を参照)が実施され、女性と平和と安全に関する戦略結果枠組が考案された。全ての三つの枠組は密接に関連しているものの、目的は若干異なっている。枠組は、国際連合システムにおける管理者の地位における女性の代表や、女性と平和と安全の課題への資金提供など、進捗状況と停滞の分野を強調する上で有益であった。しかしながら、指標と目標の不十分な制定から生じる、枠組と測定可能性の問題の間の著しい重複は、説明責任、啓発とプログラミングの枠組の効果的な使用を妨げてきた。事務総長は、女性と平和と安全の課題の文脈において、全ての関係者に対して、あらゆるギャップの分野に対処した2020年までに枠組のよりよい実施を奨励して、基準値が存在しない場合にはデータの収集に集中することを求める。

114. ジェンダーの専門家が、指導者の地位を含めた、国際連合の平和と安全の構造の全てのレベルにおいて代表されなければならない。最近の傾向は、2011年以来、女性が代表となる平和維持と特別政治ミッションに比例して、15から25%の間の変動を示す。⁴⁹ 最高記録は、2015年の5月に、平和維持ミッションの約40%において女性が指導者となった時である。副代表の割合は、2011年の17%から2014年の24%に増加した。総会決議58/144に従い、特別代表と特使の地位のジェンダー平等の目標を達成するためには、かなりの取組がいまだ必要である。

115. 管理職レベル(P-5からD-2レベル)での改善はいまだ緩慢である；2014年の33.4%と比べて、2011年に平和維持ミッションにおいて女性が占める地位は21%だった。特別政治ミッションでは、割合は同じ時期に18%から29%に増加した。紛争中および紛争後の国家における他の国際連合諸機関では⁵⁰、比率は多様であり、国際農業開発基金、UNFPAまたはUNウィメン等の機関は、女性の代表は男性と平等に達しておりあるいは女性が多いが、国連教育科学文化機関、国連食糧農業機関および国連合同エイズ計画(UNAIDS)では20%以下である。ほとんどの国際連合諸機関において、女性の代表の比率は、管理職のレベルよりも、より下位の職階の専門職の地位において高い。UNDPとUNAIDSは全てのレベルにおいてジェンダーバランスが高く、全体の比率が40%を超えると報告されている。

116. 2015年5月現在、特使、助言者や調整者としてを含めた、4人の女性が、事務総長の周旋の資格で任命された。紛争国の合計31の常駐調整官のうち6名(19%)が女性であった。平和活動に関するハイレベル独立パネルの報告により勧告されているとおり(A/70/95-S/2015/446)、上級のミッション指導者の地位により多くの女性を任命し、また指導教育プログラムを通じて、現在のスタッフの昇任を支援するために、取組が強化されなければならない。進展を加速化するために、フィールド支援局、人的資源管理部、女性のフォーカルポイントUNウィメン事務所が、選別パネルに少なくとも1名の女性の参加また各地位のミッションの指導者層に、少なくとも1名の女性の

⁴⁹ データは毎年12月31日時点で毎年登録されたものを示す。

⁵⁰ 上記の注13を参照。

候補者が選抜候補リストに掲載されることを確保する取組を現在実施し；女性の上級幹部を募集し、昇進させまた維持するための人材の経路を強化し；過去の調査から特定される障壁に対処しようとしている。

117. 男性および女性の、国際連合上級幹部によるジェンダー平等と女性の能力向上への専心は、この問題の正統性に関して強い意思を示し、作業レベルでの信頼性を構築する。ジェンダー平等の目標が、全ての主要な職務権限、指示、活動上の指針、職務内容および上級レベルでの契約に含まれること、並びにそれを行わない者の責任が追及されなければならないことを確保することが極めて重要である。事務総長は、ジェンダーに関連する実行指標を特定化するために事務総長とミッションの長との間で締結される契約について、平和活動に関するハイレベル独立パネルによる要請を歓迎する。

118. 政治局および平和維持活動局によるミッションに提供される支援を補完するために、平和活動に関するハイレベル独立パネルは、ミッションが、決議 1325 (2000) およびその後の決議の実施に関する UN ウィメンからの、政策、実質的および技術的支援への十分なアクセスがなければならぬことを報告において強調した。UN ウィメンと平和活動の間のよりよい調整と一貫性への呼びかけは、平和維持活動特別委員会によって同様に行われてきた。事務総長は、限定的な人的および財政支援を利用し、多様な市民社会機関と国際連合国別現地チームの任務の連携を含み、各機関の比較優位に影響を与えることを可能にすることから、このようなパートナーシップの強化を奨励する。さらなる協力はまた、システムにおける分断化および、女性と平和と安全の課題のシステムにおける実施に関する孤立したものを含めて、平和構築構造の専門家諮問グループにより提示された問題に関する報告 (A/69/968-S/2015/490) において示された懸念に対処するであろう。現地において、女性と平和と安全への誓約を果たすことに責任を持つ、UNDP、UNFPA、ユニセフおよび他の国際連合国別現地チームの構成員は、等しく評価されるべきであり、全ての関係者が関与する調整を確実にするために、さらなる取組がなされなければならない。紛争中および紛争後の状況において、専門家の名簿の策定および改善された機関間のフォーラムを通じてを含めた、技術的なジェンダーの専門家を含む全ての主要な諸機関間の強化された参加も、必要である。事務総長は、地球規模研究の準備の間、加盟国および市民社会により強調されたように、国際連合システム全体としての女性と平和と安全に関する、上級レベルの指導者の欠如について懸念しつつ留意する。事務総長は、女性と平和と安全の調整と説明責任への役割を考慮して UN ウィメンに対して、また全ての関連する機関に対して、上級の指導者が女性と平和と安全の課題に十分に取り組み、また関連する情報が安全保障理事会の注意を喚起する役割を担うことを確保することを求める。さらに事務総長は、説明責任、可視化および実施をより一層進めるために、女性と平和と安全の課題に関して UN ウィメンにおいて、特化した上級の代表の必要性に関する地球規模研究の勧告に留意する。

データの利用可能性と国家統計を促進する

119. 女性と平和と安全に関するデータは、その算出と質を拡大する重要な取組がなされているものの、いまだ少ない。例えば、決議 1325 (2000) の実施を監視するデータは年ごとに集積され、

安全保障理事会あて事務総長報告書に含まれている（例えば S/2014/693 を参照）。しかしながら、この目的のために考案された一連の指標（S/2010/498 を参照）の 36%のデータはいまだ利用できない。現存の数字は、大部分が、国際的な機関の作業または実施プロセスに言及する。安全保障理事会決議 1960 の下での、監視、分析、報告の取り決めの制定により、国際連合システムは、紛争に関連する性暴力に関する事件と傾向についての、時宜に合った、信頼できるまた客観的な情報を集める能力を著しく高めたことは注目に値する（S/2015/203 を参照）。

120. しかしながら、国家レベルでのデータの集積は遅れを取り続けている。女性と平和と安全に関する国家の統計の不足の理由には、平和と安全の組織と国内の統計システムとの間の不十分な調整、的を絞った介入を通じての平和の促進に質の高い統計が重要な役割を担うことについての政治的意思と理解の不足、脆弱かつ発展途上の状況における統計の能力の限界、世帯の調査のデータ収集と行政上の記録の保持に影響を及ぼす安全上の懸念、機密性の懸念と、安全に関連するデータの普及を妨げる統計に関する法律が含まれる。

121. 地球規模研究に詳述されているように、しかしながら、多数の国際および地域のイニシアチブが、女性と平和と安全に関連するデータの算出のために調整された方法を駆使している。例えば、国連事務局の経済局の統計委員会は、暴力に関する統計を含めた、犯罪統計の登録と比較性を強化することを目的に、統計目的のための国際犯罪分類を、最近、承認した。女性に対する暴力に関する指標についての、統計委員会の委員長の友による取組は、ジェンダー統計の機関間および専門家集団が、方法上の指針の改良と算出、並びにモデル調査の質問票の考案のために進めた、中核となる 9 の指標一式の採択を、2009 年にもたらした（E/CN.3/2009/13 を参照）。アフリカにおける統計の調和戦略の枠組内で行われたような認識調査は、ジェンダーの視点からを含めて、アフリカ全体での、統治、平和と安全の問題の公式な評価とは異なる、ボトムアップのイニシアチブの最善の例である。⁵¹ ジェンダー指標の最小限の一式のデータ（E/CN.3/2009/13 を参照）および国際連合諸機関により始められた、他の分野特定のイニシアチブも⁵²、女性と平和と安全の課題の実施に向けた進捗状況を測る上で関連する。さらにプライア集団が、持続可能な開発目標の監視を伝えまたジェンダーを主要な分野領域の一つに統合するために、国レベルでのガバナンス、平和と安全の統計の算出の始動に重要な役割を担うことが期待されている。

122. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダおよび女性と平和と安全の課題の双方の進展を加速化するために、事務総長は、女性と平和と安全に関する統計の算出を優先させ、政策決定への使用を増やすことへの、全ての国家政府への呼びかけをくり返す。これが実現されるためには、二国間

⁵¹ アフリカにおける統計の調和戦略は、アフリカにおける意思決定への比較可能な統計を生み出す、大陸全土での取組である。これはアフリカの現実に調整された国際基準の導入と調和された統計の調整と生産を強化する取組を包含する。その結果、二つの「追加の」世帯調査のモジュールと、行政的な事項の二つの一覧表が策定された。二つのモジュールのうち一つはガバナンスについて、もう一つは平和と安全の統計に関するものである。これらモジュールを用いてのデータ収集の実行の実施は、進行中あるいは、少なくとも 13 のアフリカの国家統計事務所において既に実施された。

⁵² 諸機関には、世界人道データに関する人道問題調整事務所の指標、難民、庇護希望者、国内避難民および他の関心対象者に関する UNHCR 統計、国連食糧農業機関のジェンダーおよび土地の権利のデータベース、国連人権高等弁務官事務所の人権指標が含まれる。

および多国間の関係者からの財政的および技術的な支援が必要である。事務総長は全ての国家政府、国際的および地域の機関に対して、女性と平和と安全に関連するデータの算出に包括的な方法により対応することを期待する。

市民社会を支援する

123. 紛争予防、平和創造と紛争後の復興における女性の組織を含めた、市民社会の重要な役割は、女性と平和と安全の課題に示されている。地球規模研究の準備の目的の一つは、協議を実行し、市民社会組織の地球規模調査を実施し、インターネットによる提出および、市民社会の代表によりほぼ構成されるハイレベル助言者集団の形成により、平和と安全とジェンダー平等のために活動する市民社会の活動家の多様な意見を得ることであった。このような段階が、安全保障理事会を含めた意思決定の集団において、決議 1325 (2000) の採択 15 周年記念における、市民社会により提供された専門性への注目を確実にすることに役立った。

124. 女性組織は、紛争を緩和し平和を構築し、サービスを提供し、政府の行動を監視し、女子と女兒への人権の義務と誓約への政府の責任を追及することに重要な役割を担う—これら貢献について事務総長は従前の報告書において承認しまた奨励してきた (S/2013/525 と S/2012/732 を参照)。このような重要な任務にもかかわらず、市民社会の構成員と女性の人権擁護者は、しばしば紛争中また紛争後の脅しと暴力の標的となり (S/2013/525 を参照)、彼女たちの関与の空間を狭くするために法や規則がますます課されている。事務総長は、市民社会による不十分な関与は、加盟国、地域的機構、国際的な関係者にとって、逃した好機であるという地球規模研究の調査結果をそのまま繰り返す。草の根組織や共通分野の差別の女性被害者を代表するものに対してを含めた、より一層の政治的および財政的支援が必要である。市民社会は、しばしば、草の根のレベルでの女子と女兒の視点を、国家、地域および地球規模レベルへともたらし、国家の指導者に地域の関心を共有させ、またサービスを提供する、最善の地位にある。

メディアの役割と力を検証する

125. 決議 1325 (2000) の採択以降、テレビや印刷物など伝統的かつジェンダー包摂的でない手段から、ソーシャルメディアを含めた、より新しくまたより広くアクセスしやすいプラットフォームに変化し、メディアで自らを表現しまた主張する女子と女兒の能力に多大な変化が生じた。情報発信源は、女子と女兒向けの、またアクセスしやすく、また女性の経験を表した情報により、女性と平和と安全に関連するメッセージを普及させる上で重要な役割を担うことができる。フィジーでは、フェミニストのメディアネットワークである FemLINK PACIFIC が、開発と人間の安全保障の課題を討論するために、田舎の女性と政府の役人を結びつけ、ラジオとテレビに基づいた対話を用いている。地球規模研究はまた、紛争関連の性暴力の問題などをより見えやすくし、タブーを打ち破りまた行動を引き起こす、調査ジャーナリズムの役割を強調した。

126. メディアに、能力が向上した女性が描写されることはいまだ稀である。15 の紛争中および紛

争後の国における、グローバルメディアモニタリングプロジェクトによる、2015 年に行われた調査によれば、報道機関における、平和と安全に関連するテーマのわずか 13%の出来事が主題としての女性を含み、女性がニュースの中心であったのはわずか 6%だった。この分析はまた、女性がニュースの中で、指導的な役割を担う者とは対照的に、男性よりも倍以上被害者として特定されることを明らかにした。

127. 従前の年次報告書において、事務総長は、紛争の環境において女性のジャーナリストが直面する、ジェンダー特定の脅威および暴力について記した (S/2013/525 および S/2014/693 を参照)。2000 年以降、446 名のジャーナリストが、紛争中および紛争後の国家において任務中に殺され⁵³、紛争国において、全ての女性のジャーナリストのうち 64%が殺された。驚くべきことに、世界中で殺された女性のジャーナリストの 70%が殺害され、他の者は交戦に巻き込まれてあるいは危険な赴任地であったために殺された。地球規模研究は、武力紛争により影響を受けた女子と女兒をエンパワーするメディアへのより包摂的かつ参加型のアプローチをも奨励しながら、女性の従軍記者および女性の権利の問題を報道する全てのメディアの要員の保護を確保すべきという事務総長による緊急の呼びかけ (S/2013/525 を参照) を繰り返す。

女性と平和と安全の課題を支援する

128. 女性と平和と安全への誓約を実施するための十分な資源の配分に失敗してきたことは、過去 15 年、進展を達成する上で最も頑強な障壁の一つであった。二国間援助、多国間の介入、市民社会と国家の公的支出への資金提供へのジェンダーへの着目が過去 10 年間、控えめとは言え増加してきたものの、この変遷は十分でもなくまた変革をもたらすものでもなかった。

129. 紛争中および紛争後の状況において、国内の財政が枯渇し、民間の財政、技術、イノベーションへの投資も同様に不足している場合に、国際的なドナー基金は、開発のための資金の大部分を補う。OECD-DAC ドナー国からの、二国間分野配分政府開発援助データの分析は、脆弱国におけるジェンダー平等と女性の権利への支援が、2008 年以来、毎年平均 10%ずつ増加していることを示す。⁵⁴ しかしながら、2012-2013 年に、主要な目標として、ジェンダー平等に的を絞ったものは、脆弱国および経済圏への全ての援助⁵⁵のわずか 6%であった。⁵⁶ このような総数の他に、大きな格差が存在している；例えばスウェーデンは、2000 年以降、ジェンダー平等に対する援助の割合を 5 倍に増加し、カナダによる 2012-2013 年の脆弱国への介入の 43%は、ジェンダー平等が主要な目的であった。

130. 脆弱国におけるジェンダー平等を支援する国際的なドナー援助のほとんどは、教育や衛生な

⁵³ <https://www.cpj.org/killed/>より入手可。

⁵⁴ 上記の注 10 を参照。

⁵⁵ OECD-開発援助委員会の数字を引用する場合に、「援助」とは DAC 加盟国によってのみ配分される、二国間の分野配分政府開発援助を表す。

⁵⁶ 主要なあるいは重要な目的を持つ者として援助を特徴づける指針については、<http://www.oecd.org/investment/stats/37461060.pdf>より入手可。

ど社会分野に配分され、その一方で経済や平和と安全の分野には大きな格差が残る。平和と安全の範疇において⁵⁷、2012-2013年にジェンダー平等に着目したものは配分のわずか28%であり、主要な目的としての的を絞ったものはわずか2%だった。文民の平和構築、紛争予防と解決への支援配分が、この範疇において最もジェンダーに敏感であった；これら分野の援助の41%が重要な目的としてジェンダー平等の的を絞り、4%が主要な目的であった。事務総長は、開発援助委員会の援助国以外を含めて、全ての援助提供者に対して、全ての援助貢献のジェンダーへの重視を記録し、情報を普及させ、それを援助の効果強化のためにそして変化を加速化するための政策決定、立案、および予算作成を通知するために用いることを奨励する。事務総長はまた、脆弱国へのニューディールへの支援および人道援助の提供を含めて、長期の開発の結果に的を絞り、援助の不安定さを減らし、全ての介入を通じてジェンダーの視点を絶えず統合することを奨励する。

131. 開発銀行などの多国間ドナーは、介入を通じて、紛争の状況におけるジェンダー平等をさらに進めるために重要な役割を果たしている。特に、2014年の脆弱国に対する世界銀行の97%の配分は、性および他の指標により構成要素に分けられたデータに基づくプロジェクトの分析、行動あるいは監視においてジェンダーを扱う、ジェンダーの情報に基づく活動であった。しかしながら、配分は、脆弱国でない国（341億5,680万ドル）と比較して脆弱国でははるかに低い（33億8,240万ドル）。2014年に、アジア太平洋における脆弱国向けに承認された、アジア開発銀行のプロジェクト、貸付および贈与の54%は、ジェンダー主流化に効果的であるとして評価されたものの、ジェンダー平等の促進に特に着目したものはわずか14%であった。⁵⁸ アフリカ開発銀行は、2015年の間に、標示システムを導入する誓約を行った。事務総長は介入へのジェンダーへの注目を追跡するこれら機関によって行われた取組を称賛し、また全ての開発銀行に対して、ジェンダーへの注目および紛争状況における財政配分の追跡をさらに強化することを奨励する。ドナー会議は、国家の紛争後の優先事項を特定し、それに従い介入を計画する上で、ドナーにとって重要である。2010年以降に行われている、22の主要なドナー会議の再調査は⁵⁹、女性が公式な手続にいつも招かれてはいないことを示す；しかしながら、公式な参加メカニズムが存在している場合、ジェンダー平等の介入は、しばしばドナーの誓約において目標になっていた。

132. より多くの諸機関全体においてジェンダー標示システムを拡大する取組がなされてはいるものの、現在、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際連合全システム行動計画に関するデータを報告している国際連合諸機関のわずか15%が、ジェンダーに着目した資源配分を追跡するシステムを有する。しかしながら方法論の違いは十分な比較を制限し、ある機関は配分の全体を隠す一方で、他の、特に緊急対応および人道機関は、ジェンダー標示において課題に直面し、これにより、ジェンダー平等への誓約が満たされているのかその見取り図が信頼できないものになってしまう。

⁵⁷ OECD-開発援助委員会のサブコードの一つによれば、記述は「紛争予防と解決、平和と安全」である。

⁵⁸ データは、<http://adb.org/projects/search/48419,21303?keyword=より入手可>。

⁵⁹ これらはアフガニスタン、ブルンジ、中央アフリカ共和国、リビア、マリ、ソマリア、南スーダン、スーダン/ダルフール、シリア・アラブ共和国、イエメンとパレスチナについてである。

133. 紛争中および紛争後の状況における特定の介入に利用可能なデータは、主要な目的としてのジェンダー平等に的を絞った配分の比率は 2011 年以降増加しているものの、より強力な取組が必要であることを示す。例えば、UNICEF のこれら配分の比率は、3 年間で 11%から 19%に増加したが、UNDP の比率はほとんど変わらず、2014 年には 4.2%になっている。UNFPA の比率は同年には 11.6%であった。しかし、絶対的には、UNDP は、総額 7,170 万ドルの最大の規模の介入を行い、その大部分は、女性の生計の改善 (1,360 万ドル) および司法へのアクセス救済、市民の安全 (720 万ドル) に的を絞っている。これに対して、UN ウィメンの平和、安全と人道的な行動におけるフィールドレベルでの計画の支出は 2014 年に総額 1,775 万ドルであった。

134. 事実上、優れた実践にもかかわらず、七項目の行動計画に定められているように、女性の特別なニーズに対処したジェンダー平等を前進させる主要な目的である事業に、平和構築基金の最低限 15%を配分するという目標は達成されないままである。平和構築基金の施策わずか 2.1%が 2011 年にこの基準に合致した。ジェンダー促進イニシアチブなどの取組によって、2013 年には 12%を超え、また 2014 年には 9.3%に達した (総額 8,220 万ドル)。地球規模研究において強調され、平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループにより確認されているように (A/69/968-S/2015/490)、目標に見合うのみならず、望むべくはそれを超えるように、さらなる行動が必要である。

135. より多くの総額が、ジェンダーが大規模な施策において効果的に主流化されることを確保するための極めて重要な範ちゅうである、「重要な目的」としてのジェンダー平等に的を絞った施策に継続して配分されている。UNDP は 2014 年に 3 億 5,730 万ドルあるいは、紛争中および紛争後の国家への全ての基金の 20.3%を配分したが、2011 年には 23%であった。⁶⁰ UNICEF の場合、48%から 52%に変化した。平和構築基金のみが同時期に、66%から 81%へと、実質的な変化を遂げた。傾向を示すデータは UNFPA については入手できないが、2014 年の数は 46%であった。しかしながらジェンダー標示を用いていない国際連合諸機関の大規模な資源については、注目されないままである。例えば、2014/15 会計年度の平和維持の全ての財源は 84 億 7 千万ドルに達し、特別政治ミッションの年間予算は約 5 億 9 千万ドルであったが⁶¹、ジェンダーへの着目についていずれも記録されていなかった。国際連合の各機関は、したがって、可能な場合には、プロジェクトに基づかない介入およびフィールドミッションにおいてを含めて、関連する予算配分のジェンダーへの着目を追跡する報告制度を確立しなければならない。

136. 決議 2122 (2013) において、安全保障理事会は、加盟国に対して専用の基金メカニズムを開

⁶⁰ この数字は、安全保障理事会が現在取り組んでおり、また 2010 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの間に、公式な会合において安保理で審議された国および地域；並びに 2014 年に平和維持または特別政治ミッションが派遣されている国でのジェンダー標示の評価を反映している (S/2014/10)。

⁶¹ 2014 年の国および地域は、アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コロンビア、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、キプロス、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、イラク、コソボ、レバノン、リベリア、リビア、マリ、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スリランカ、パレスチナ、スーダン、シリア・アラブ共和国、ウガンダ、ウクライナ、西サハラとイエメンであった。

発し、現地レベルで市民社会への貢献を増やすことを求めた。しかしながら 2012-2013年に、OECD-開発援助委員会からの援助のわずか 1 億 3,000 万ドルのみが女性組織に与えられ、これは同時期に、脆弱な国家への援助の総額である 310 億 8,000 万ドルと比較して少額である。⁶² 72 の国と 16 のフォーカスグループの討論からの 317 の完全な調査に基づいた、2015 年 2 月と 3 月の間のデータは、ほとんどの組織が、最高額の基金を、啓発および技術能力構築に関する作業に受け取り (43%)、中核的機能に基金の大部分を受理していたのは、極めてわずかの組織 (11%) であったことを示す。資源へのアクセスに関する課題は、基金環境の変化およびドナーが、特定の報告と監査の要件に見合うことのできる大規模な組織を選択する結果として強化された。事務総長は、二国間および多国間のドナーに対して、脆弱な状況において、女性組織の能力構築への資源とアクセスを増やすことを奨励する。

137. 女性に対する暴力廃絶のための行動を支援する国際連合信託基金およびジェンダー平等国際連合基金などの特別基金はいずれも UN ウィメンにより管理され、また紛争時における性的暴力に対する国際連合行動のマルチパートナー信託基金が⁶³、比較的小規模ではありながら、ジェンダー平等の作業を支援しあるいは紛争関連の性的暴力に対処することに専ら特化する、重要な多国間基金資源であった。これら基金は紛争中および紛争後の状況においていくつかのプロジェクトを支援する一方で、多大な基金調達の間格差が依然存在する。この格差を埋めるために、地球規模研究は、加盟国、国際連合諸機関と市民社会によって支援される、共同財政支援メカニズムとして、女性と平和、安全および人道的な行動のための地球規模加速化手段の創設を提案した。このような手段の創設を考える際に、調整と革新を促進する重要な取り決めである、紛争時における性的暴力に対する国際連合行動のマルチパートナー信託基金など現存の組織と重複しあるいは損なわないことを確保することが重要である。

138. 軍事防衛への国家支出は、持続可能な平和と開発への投資をはるかに超える。2014 年に、世界の軍事防衛支出 (1 兆 7,000 億ドル)⁶⁴は、開発援助の配分 (約 1,300 億ドル) の 13 倍以上である。さらに、ほとんど全ての国において不平等が進み、公的制度は、全ての人へのベーシックニーズに対処することができない。持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、開発を達成するために全ての国にとっての機会に関する史上初の討論を引き起こした。平和な社会を確保する必要性は、国際連合憲章の中核として世界的に認められてはいるものの、資源と政策の変化に関する実地的な議論はこのような強い願望を現実に変えるために必要である。地球規模研究は、過度な軍事支出の削減がこの点に関して具体的な措置の一つであることを示唆する。

I. 安全保障理事会

139. 安全保障理事会は、過去 15 年間、女性と平和と安全に関する規範的枠組の設立に中心的な役

⁶² 上記の注 10 を参照のこと。

⁶³ 行政機関の役割を担う、国連開発計画のマルチパートナー信託基金と共に、紛争における性暴力に対する国際連合行動の事務局によって管理される。

⁶⁴ データは www.sipri.org/research/armaments/milex/recent-trends より入手可。

割を担ってきた。しかしながら、平和活動に関するハイレベル独立パネルの研究成果は、地球規模研究でも繰り返され、そこでは、その課題の実施における障害が浮き彫りにされていた。地球規模研究は、強化されたジェンダー紛争分析と組み合わせられた改善された安保理の作業方法が、どのように、女性と平和と安全の課題を安保理自身の目的と効果を強化する手段として見ることへの変化を引き起こしうるのかについて叙述する。

安保理への情報と分析の質を強化する

140. 決議 2122 (2013) によって、安全保障理事会は、UN ウィメンの長、紛争時における性暴力に関する事務総長特別代表、特使、政治局および平和維持活動局、調査委員会および他の関連する国際連合諸機関からの女性と平和と安全に関する問題についての定期的なブリーフィングを通じてを含めて、情報の流れを改善するメカニズムを打ち立てた。さらに、同決議は、ジェンダー関連の問題に関する専門知識並びに、動員解除、武装解除と社会復帰、治安部門および司法改革並びに選挙支援へのジェンダーの視点の主流化の利用可能性など、ミッションの職務権限が女性と平和と安全に関する規定を含むことを確実にする重要性を強調した。安保理が、紛争に関連する性暴力に関する、時宜に合った、信頼できるまた客観的な情報を受理すること、並びにこれに関するさらなる取組が、より広範な国際連合システム、加盟国および市民社会によって行われることを確保するために、監視、分析および報告の取り決めを作ることにより達成された進展を維持することは重要である。

141. 2000 年以降の安全保障理事会に報告された国別および分野別報告の分析は、女性と平和と安全の問題が、性別に分類されたデータが使用されるなど、時が経つにつれてますます注目を集めるようになってきたことを示す。2014 年の 89% と比較して、2000 年には、安保理への国別報告のわずか 50% のみが女性と平和と安全に言及していた。⁶⁵ 決議 1325 (2000) に関連する指標を用いて集積されたデータ⁶⁶は、特別政治ミッションにより 2014 年に提出された 23 の全ての定期報告 (100%) が女性と平和と安全に関する言及を含み、また平和維持ミッションにより提出された、38 の定期報告のうち 32 (84%) がその様な言及を含んでいたことから、この傾向を確認する。報告においてよく見られる話題には、政治参加、性暴力および司法関連の問題が含まれ、また市民社会、難民と国内避難民への言及が増えている。しかしながら、女性と平和と安全の問題の分析の質を改善し、また報告された情報と行動可能な勧告を安全保障理事会の成果に含めまた指定された利害関係者による実行を最終的に確保するために、報告された情報と行動可能な勧告の間の連携を強化することがいまだ必要である。ミッションの報告にジェンダー分析の詳細さと質を記した評価する、フィールドミッションおよび国際連合の部局によりなされる取組⁶⁷は賞賛すべきでありまた

⁶⁵ 安全保障理事会および、女性と平和、安全に関する NGO 作業集団の双方が、女性と平和と安全に関する問題が、安全保障理事会への報告と成果に反映されてきたのかについて監視した報告している。

⁶⁶ 2010 年以降、政治局と平和維持活動局は、「国際連合平和維持および特別政治ミッションが、安全保障理事会への定期報告に女子と女兒の人権侵害に関する報告を含む程度」という題目の下、指標に関するデータを報告している。

⁶⁷ 事務局の政治局は、例えば、女性と平和と安全に振り分けられる報告書ごとの項の平均数に関するデータ、各報告書における性別に分類されたデータと主要な分野別領域を含んだ、報告書の割合を年ごと

支援される必要がある。事務総長は、全ての国際連合のミッションに、関連するデータを集積し分析し報告する能力への投資を増やすように呼びかける。

142. 国際連合システム全体は、女性と平和と安全に関するデータ収集の資源の増加からも利益を得るであろう。決議 1325 (2000) に関連する指標は、課題の問題全体の進展を評価することを意図している。指標は、女性と平和と安全に関する事務総長年次報告書に含まれ、安全保障理事会が受理する国別報告書にも反映されなければならない。地球規模研究は、安保理への全ての事務総長報告が、分析の一部として性により分類されたデータを含むことを勧告する。

143. 市民社会組織と女性の人権の擁護者は、実施の主要な関係者であり、紛争により影響を受けた共同体において、サービスを提供し、対話を維持する唯一の主体になりがちである。過去 15 年間、安保理は、女性と平和と安全に関する毎年の討論において、定期的に女性の市民社会指導者の意見を聞いてきた。近年は、紛争時の性暴力に関する毎年の討論においてもそのような指導者から意見を聞いてきた。安保理の構成員は、2014 年 1 月 17 日に開催された、シリア紛争の解決への女性の参加についての、アリア・フォーミュラ会合など、時々、特定国の状況に関して女性から意見を聞いている。情報提供者であり市民社会組織のパートナーとして活動する女性の一貫した関与は、分野別討論と国別審議において必要である。

国際連合システムにおける女性と平和と安全に関する一貫したリーダーシップ

144. 地球規模研究は、国連の指導層からの一貫した指示を通して、現在の実施におけるギャップの多くに国際連合が対処できるいくつかの段階を叙述する。さらに、優れた実践として、安全保障理事会と、広範な職務権限に基づくのみならず特定国の状況に関して安保理に概要を伝える、紛争時における性暴力に関する特別代表との間の重要な相互作用が見られる。地球規模研究は、事務総長も勧告したように (S/2013/525 を参照)、とりわけ安全保障理事会が、女性による広範な参加と意思決定を確保する、特定国の状況において紛争後の体制を支援する権限を審議している際に、安保理が、この実践を、より頻繁に UN ウィメン事務局長にも拡大する決意により行動することを勧告する。

145. 安全保障理事会のミッションに関して、女性と平和と安全の課題が視察の職務内容に組み入れられた場合にはいつでも、安保理は、様々な程度にもかかわらず、現地の利害関係者と関与してきた。しかしながらそのような問題が包含されていない場合には、女性と平和と安全に関する関心は、その後見過ごされてしまった。事務総長は、安全保障理事会に対して、女性と平和と安全の問題に着目した特別な視察を含めて、ミッションの職務内容にジェンダーの視点を一貫して組み入れることにより、現地の女性と女性組織と会うという誓約に従い行動することを奨励する。事務総長はまた、決議 2122 (2013) に従い、女性と平和と安全に着目した、予定される安全保障理事会のミッションを歓迎する。事務総長は、その様な行動が将来のミッションにとって優れた実践の基準を設定することを確信している。

に集積し報告している。

146. 2014年に、安全保障理事会は二つのフィールドミッションを行った：1月と2月にマリ；そして8月に欧州（ベルギーとオランダ）とアフリカ（南スーダンとソマリア）である。マリに関しては、女性と平和と安全への言及が、ミッションの職務内容（S/2014/72を参照）、ミッションの調査結果のブリーフィング（S/PV.7120を参照）、そしてミッション報告（S/2014/173）に含まれた。ヨーロッパとアフリカへのミッションに関しては、女性と平和と安全についての特別の言及は、南スーダンとソマリアのミッションの一部（S/2014/579を参照）とミッションの調査結果のブリーフィングに含まれた（S/PV.7245）。

147. 制裁は、平和と安全を強制するために安全保障理事会によって用いられる主要な手段である。1990年の半ば以降、安保理は、国際法の重大な違反に最も責任を有すると疑われる特定の団体および個人に関する対象を特定した制裁を採択してきた。概して、制裁レジームに関連する安保理の決議においてジェンダー問題により体系的に言及する一般的な傾向が見られる。地球規模研究によれば、2015年4月現在、現在実行されている16の制裁レジームに関連する75の決議の中で、22（29.3%）がジェンダーと女性の権利への言及を含む。安保理は対象を特定した制裁の採用を増やしており、四つの事例において武力紛争における性およびジェンダーに基づいた暴力に明確に対処するために個別の制裁を用いてきた。地球規模研究は、ジェンダーへの配慮が制裁レジームにおいてよりよく利用できる四つの分野に着目する：指定の基準、照会のプロセス、掲載からの削除、そして人道上の免除である。事務総長は、理事会に対して、武力紛争に状況において対象を特定した制裁を採用しあるいは更新する際に、とりわけ女性の人權の擁護者とジャーナリストへの性暴力行為および殺害の脅迫または殺害を含めた、女性の権利の侵害に関連する指定の基準を含めることを奨励し続ける。事務総長はまた、申し立てられたジェンダーに基づく戦争犯罪に関する情報収集を強化するために、ジェンダーの専門家が、関連する制裁委員会の監視集団、チームおよびパネルに含まれることを勧告する。

安全保障理事会の通常の作業において女性と平和と安全の課題を向上させる

148. 地球規模研究によれば、安全保障理事会は、2014年に63の決議を採択し、そのうち38(60.3%)が女性と平和と安全への言及を含んだ。この比率は、2013年の76.5%、2012年の66%と比較して極めて低い。決議1325（2000）および関連決議への特別な言及は、この時期の全決議の37%においてなされており、70%はジェンダーについてより広範な言及を含む。多くの決議に普及している、性およびジェンダーに基づく暴力への着目が、参加に関する着目の増加を伴うことは勇気づけられる。特に、2014の決議の44%が、和平プロセス、紛争後の平和構築、政治、国家安全保障制度あるいは国際連合システム内における、女性の参加についての言及を含んでいる。

149. 地球規模研究によれば、全てのミッションの職務権限の設立あるいは更新に関する2014年の20の決議のうち、18（90%）が女性と平和と安全への言及を含んでおり、これは2013年の70%、また2012年の47%からの増加である。しかし事務総長は、決議全体の分析への要望の欠如について懸念し続けている。それらのわずか19%がその様な言及を含んでいた。さらに地球規模研究は、

安全保障理事会の決議で、関連する言及が含まれているのは10%以下であることから、平和と安全の文脈において女性の組織が担う重要な取組については、ほとんど考察がないことを浮き彫りにする。制裁に関しては、コートジボワールの状況に関する決議 2153 (2014) のみが、性暴力に関する制裁問題を含む。

150. 安全保障理事会による政治的意思と一貫した監視は、女性と平和と安全の課題の実施に関するフォローアップを改善する上での中心である。地球規模研究は、女性と平和と安全の課題および紛争における性暴力の問題について安保理を主導する常任理事国と共に、安保理の非常任理事国は、これら懸念に対処するために非公式の共同のリーダーシップを担うことを勧告する。地球規模研究はまた、全ての安保理の成果にジェンダーの視点を主流化し、女性が直面する安全の課題と参加の障壁を安保理と結びつけ、ジェンダー助言者と他の国際連合システムの関係者からの分析をより活用するメカニズムを追加することを勧告する。事務総長は、安保理に対して、この勧告を再検討し可能な限り速やかに行動することを奨励する。

III. 総括所見と勧告

151. 地球規模研究の準備のために行われた協議と調査は、今日の平和と安全の文脈が15年前のそれとは異なることを強調した。紛争と脆弱性の凝り固まった循環は、大規模な強制退去、新兵器とメディアの技術、並びに気候変動、武装した非国家主体による関与の増加および暴力的な過激主義等の、生じつつある脅威によって悪化している。平和の達成という責務は、これまで以上に困難でありかつより必要である。このような状況を背景に、女性の意義ある参加が、人道支援の効果、平和維持活動の信頼性と質、紛争後の状況における経済復興の速度そして和平合意の持続性を高めることを証明する、疑いのない多数の証拠がある。したがって女性の参加は、平等と人権の尊重に基づいた、包摂的かつ平和な社会の構築の中心である。

152. 15周年および安全保障理事会決議 1325 (2000) の実施のハイレベル再検討は、女性と平和と安全の課題の十分な実現への、更新された誓約への期待を高めた。地球規模研究は、決議 1325 (2000) による変化させるビジョンに関する行動を加速化する呼びかけであり、加盟国、地域および国際機構並びに市民社会に向けられた一連の重要な勧告を提示した。これらはともに行動のための強力な課題を形成する。事務総長は、国際連合の上級の指導者たちに、国際連合システムに関連する全ての三つの平和と安全の再検討に行きわたる、女性と平和と安全に関連する勧告の実施の優先順位を付けることを、個人的に課すつもりである。事務総長は、彼らが、2016年末までに具体的な結果を示すことに責任を負わせる。事務総長は、他の主体も行動を取ることを期待する。結果をもたらすためには、全ての利害関係者が、決議 1325 (2000) に記されている変化を達成するために、共に重要である、次の五つの主要な分野において、行動を著しく強化しなければならない。

1. 新たな脅威への対応を含めた、平和と安全の取組の中核に女性の参加とリーダーシップを組み入れる

153. 障壁を取り除き、平和と安全における女性の効果的かつ意義のある参加と意思決定に動機を与え、態度の障壁を変え、影響をはっきり示した革新的な行動を支援するために、的を絞った措置を採用するより多くのことがなされなければならない。紛争、紛争予防および解決の平和的解決における仲介の役割強化に関する、総会決議 68/303 に従い、事務総長は、国際連合が支援する和平プロセスにおける仲介チームの長または主要な仲介者として、また構成員として、女性を任命し続け、また全ての国際連合のプロセスへの十分なジェンダーの専門知識を確保し続ける。事務総長は、加盟国、および国家、地域や準地域の機構による同様の取組を招請する。

154. 事務総長は和平プロセスに関与する全ての関係者に対して、プロセスの全ての段階の間、女性の直接かつ意味のある参加を確保する、定量化できる、限られた時間内で誓約を行うことを招請する。これは全ての会合、協議および合意において女性の視点とジェンダー対応型の規定を含むこと；専門知識の領域においてジェンダー対応型の義務に関して全ての当事者を訓練すること；そしてトラック II の外交取組に関与する女性集団を承認しまた包括的な支援を提供することをもたらし。共同体レベルで女性の指導力と関与にさらに支援を行い、またテコ入れし、ハイレベルの国家のプロセスへの取組と結びつける、特有な機会が存在する。武力紛争の当事者に影響力を行使する際に、女性と市民社会が担うことができる重要な役割は、仲介および紛争後の解決の全ての段階での女性の参加を拡大し、紛争に関連する全ての討論においてジェンダーに関連する問題の審議を増やす。継続した必要性を説明する。事務総長は、全ての関係者に対して、オブザーバーの役割に女性集団の参加を制限することを乗り越えて、その代わりに、公式かつ非公式のプロセスにおいて彼女たちの意味のある参加を促すことを奨励する。

155. ドナーおよび友集団によって担われる重要な役割の観点から、事務総長はそのような集団が、和平交渉、ドナー会議、国家および地域の対話プロセス並びに他の平和と安全のフォーラムへの女性の参加に動機を与えることを奨励する。強制退去されたり、周縁化された集団を構成したりする女性を含めて、全ての女性が関与しなければならない。

156. 政治、公的政治および民間部門における女性のリーダーシップも、平和な社会の維持と持続可能な開発の十分な達成にとって必要不可欠である。女性は、暴力の予防と対応、治安、司法制度、教育制度およびメディアにおける全てのレベルに関与しなければならない。女性の能力と指導力は、和平合意の実施と武力紛争の予防に最終的な責任を負う、国家の平和および安全の制度において促進されなければならない。彼女たちはまた、暴力的な過激主義の拡大に対抗して、共同体、国家および地域の強靱性の構築を目指して、戦略において主要な参加者とならなければならない。2015年11月、事務総長は、総会に暴力的な過激主義を予防するための行動計画を提出する予定である。動員の戦略を含めて、暴力的な過激主義のジェンダー化された側面の確認の増加によって、また暴力的な過激主義を予防しまたそれに対抗する取組における女性の参加とエンパワーメントを促進する必要性から知らされる。事務総長は、加盟国および国際連合諸機関に対して、暴力的な過激主義集団への個人の参加を促す誘因を特定するためにジェンダーに敏感な調査とデータ収集に投資すること；また的を絞ったおよび証拠に基づく政策およびプログラミングの対応を発展させるために、女性と男性の生活への対テロ戦略の影響を調査することを求める。

157. 暴力的な過激主義に対抗しまた防止する取組に効果的に関与するために女性と市民社会集団の能力を構築することは重大である。国家政府は、財政行動タスクフォースの勧告の実施において、ジェンダー平等や女性の参加とリーダーシップを促進しているものを含めて、市民社会組織の作業を無意識にあるいは意図的に制限しあるいは管理しないことを確保しなければならない。これとの関連で、安全保障理事会は、タスクフォースに関する将来の表明に、人道的な原則に関する対テロの効果を含めて、乱用および意図せざる影響を妨げるために必要な予防措置を、含めなければならない。

158. 国際連合諸機関、国際金融機関および加盟国は、全ての平和構築のイニシアチブに、女性の参加と代表を確保しなければならない。七項目の行動計画を含めた、以前に合意された目標は満たされなければならない。

2. とりわけ、新たな課題の文脈において、紛争中および紛争後の女子と女兒の人権を保護する

159. 女性と平和と安全の課題に注がれた 15 年の注目にもかかわらず、女子と女兒の保護は深刻な懸念の分野のままである。強制移動の記録的なレベル、性暴力および女子と女兒へのその他の形態の虐待の犯罪の継続、暴力的な過激主義者の新しい集団によるものを含めて、女性の権利の擁護者に対する意図的な攻撃、また気候変動と新しい技術により加わった危険と複雑な関係は、女子と女兒の安全と人権に多大な課題を課している。国際的、地域的および国家の対応は、性とジェンダーに基づく暴力から、健康、教育、食糧および水、土地と生計、国籍および司法と救済へのアクセスまで、国際人道、難民および人権法の下で保護されている女性の権利へのあらゆる暴力に対処しなければならない。事務総長は、普遍的定期審査、および女子差別撤廃委員会並びにその他の人権機関の報告メカニズムの結果として、紛争状況における女性の権利に注がれる注目の増加を称賛する。事務総長は、我々の取組の一部としてジェンダーに基づく差別に対処する必要性を確認する、女性と平和と安全の問題への権利に基づくアプローチを奨励する。

160. 地球規模研究およびその協議は、保護が参加によって支えられなければならない、また参加自身が保護の措置であることを浮き彫りにした。これは、より多くの女性が、国内に司法と安全の制度内で意思決定の地位あるいは上級の地位を占めなければならないことを意味する。国際連合諸機関および加盟国は、女子と女兒の安全を改善し、またそのようなプロセスの考案と展開における女性の参加を確保する目的で、治安部門改革および武装解除、動員解除と社会復帰を計画した実施しなければならない。ジェンダーに敏感な治安評価は、申し立てられた犯罪行為者の適切な身元調査と訴追を含まなければならない。事務総長は、加盟国に対して、女性が国の軍隊に採用される際の障壁に対処し、女性が国際連合の平和維持軍の代表になる障壁を乗り越えることを促す。事務総長は、平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告に従い、女性の平和維持要員のより多くを動機付けるアイデアを探っている。事務総長はまた全ての関係者に対して、ジェンダー平等をさらに進めるために、広範な制度改革に加えて、法的、医療の、精神的、修復的司法および、医療並びに性と生殖に関する医療を含めて、包括的なサービスを被害者に提供することを前提にしている紛

争後の状況において、法の支配と司法の再建へのアプローチを採用することを奨励する。

161. 女性の権利と指導力への強調はまた、人道的な行動にも適用されなければならない。地球規模研究は、女性のエンパワーメントとジェンダー平等の促進は全ての人にとっての成果を改善することを再確認する。庇護および国籍への女性の権利に対処するためにより多くのことがなされなければならない；保護介入の立案と実施において、若者主導の組織を含めた現地の女性と女性組織を関与させる；国際人道法に従い、ジェンダーに基づく暴力の被害者に差別のないサービスを提供する；女子と女兒の、性と生殖に関する健康と権利を保護し；武力紛争の文脈において教育への女兒の権利を改善する；若い女子と思春期の女兒を含めた女性に生活手段を提供する。事務総長は、世界人道サミットが、これら重要な問題をどのように前進させるのかについて合意するために全ての人道的な関係者を団結させることを期待する。

162. 安全保障理事会の一貫した着目、国際連合システムの戦略的な指導力および全ての関連する国際連合諸機関のより調整された行動を通じて、平和と安全の領域において紛争に関連する性暴力の課題に対処する取組を促進する、多大な進展がなされてきた。今日、啓発と行動を伝える、より信頼できた時宜に適った情報と分析、抑止と予防の必要な観点としての説明責任へのさらなる注目、被害者のニーズと包括的なサービスへの資源への認識の高まりが見られる。取組を統合しまた強化するために、また女性と平和と安全の課題の他の受容な側面を前進させまた学んだ教訓のいくつかを適用するために、国連にとって、この分野において生み出された契機に基づいて事を始めることは、極めて重要である。

3. ジェンダー対応型の立案と結果への説明責任を確実とする

163. 地球規模研究のための協議は、ジェンダー分析および女性の参加が、政策と計画の立案の最初から含まれていない場合に、ジェンダー平等を向上させる好機を逃すことを強調する。現地において引き起こされ考え出された解決は、十分な分析、立案、資源と結び追いた場合には、成功する最高の機会を提供する。事務総長は、人道的な対応、平和創設または平和構築の取組に関与する全ての関係者に対して、ジェンダー分析と女性の参加が、全ての立案プロセスの一部であることを確保することを求める。事務総長は、国際連合諸機関が現存の女性と平和と安全の枠組においてデータを追加し、あらゆる格差に対処し、重複を取り除き、2020年までに目標に達知するように勧告する。同様に、事務総長は加盟国に対して、女性と平和と安全に関する国家の統計について強化された集積と分析を通じて、十分な分析と実施を確保することを奨励する。

164. 国際連合内において、女性と平和と安全の課題の実施が、事務総長特別代表、特使および常駐調整官を含むがそれに限らない、上級の指導者によって積極的に支持されることは重要である。これを確保するために、女性と平和と安全に関連する、認められた優先事項は、上級の指導者の職務内容に含まれなければならない、また彼らの実績はこれら基準に従った評価されなければならない。事務総長は、ジェンダーの配慮のさらなる主流化のために、上級の指導者との契約を改正する誓約を繰り返す。

165. 国家レベルでは、加盟国は、女性と平和と安全に関する統計の集積に投資し、またそれらを国家開発の戦略、国家の安全保障上の戦略および関連する国際的な枠組を明らかにするために利用することによって、説明責任に関する役割を担わなければならない。紛争中およびそうでない国双方ともに、最善の実践によって明らかにされ、主要な省庁により主導され、特定の指標のある監視枠組、説明責任のメカニズムと専用の資金調達を含んだ、広範な協議を通じて、国家および地域の行動計画を採用することが奨励される。女性と平和と安全の課題を、国際連合開発支援枠組並びに紛争後および災害ニーズ評価など、国家の立案の枠組にさらに統合することは優先されなければならない。地球規模研究はまた、ジェンダー平等に関する規範枠組と実行を伴う人道支援の遵守を追跡するために女性の市民社会集団により運営される、独立監視メカニズムの設立を提案する。

166. 政策のレベルから草の根のレベルまで、信頼できる情報と分析は、女性と平和と安全へのよりよい行動にとって要である。決議 2122 (2013) において安全保障理事会により権限を与えられているように、ミッションの職務権限、達成条件の低下と政策決定をよりよく伝えるために、行動可能な情報が安保理に提供されなければならない。安保理の構成国は決議 2122 (2013) の実施に関する説明責任を高める手段として、安保理の会合における報告およびブリーフィングへの直接の質問を用いることができる。事務総長は安保理に対して、誓約を監視し、女性と平和と安全に関する安保理への情報の流れと質を改善し、制裁レジームを強化し、また市民社会と関連する人権理事会メカニズムとのさらなる関与を確保する、安保理の適切なメカニズムまたは手続の設立を含めた、自らの誓約の実施を強化することを目的とした地球規模研究の関連する勧告を慎重に審議することを奨励する。

4. ジェンダーの構造と技術的な専門性を強化する

167. 国際連合が、女性と平和と安全に関する誓約の実施を加速化するために、一貫性、調整、十分な能力、比較優位および的を絞った専門性の使用を確保するためにより多くがなされなければならない。地球規模研究は、国連システム内においてまたそれを超えて、実施を誘因するために UN ウィメン内での専門のハイレベルの代表性を含めた、国連システムの能力を強化するために多様な措置を勧告する。事務総長は、上級の指導者に対して、この勧告を調査することを委託し、全ての加盟国に対して、国連本部、ミッション内および国際連合国別現地チーム内において、女性と平和と安全の構造が、とりわけ、本部および現地における平和維持活動局と政治局の、また紛争に影響を受けた状況における UN ウィメンの国別事務所における、ジェンダー能力を含めて、上級のレベルでより優れた人員が配置されまた資源が与えられることを確保するために十分な資源を提供することを求める。平和活動に関するハイレベル独立パネルの報告に述べられているように、事務総長は、国際連合平和活動上級ジェンダー助言者が、全ての特別政治ミッションと多面的平和維持ミッションに配置されることを要請することを決意した。事務総長は助言者が特別代表事務所に設置され、ミッション部門内に配置されるジェンダー専門家によって支援されるように、加盟国の支援を要請する。事務総長はまた、ミッションが、現存の取り決めと並行して、UN ウィメンの政策と技術的な専門性によりアクセスできるようにすべきであるという地球規模研究および平和活動に

関するハイレベル独立パネル双方の勧告を留意する。システム内において一貫性と調整を強化し、また比較優位の利用を最大化する取組は、国連が現在の平和と安全の課題に見合うために優先されなければならない。事務総長は、UN ウィメン、政治局および平和維持活動局が、フィールドミッションにおいて、そうするための取り決めに取り組んでいることに満足する。事務総長は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関して国際連合システムの説明責任を主導し、促進した調整する権限を与えられている UN ウィメンが、平和、安全と人道問題に関する関連する上級管理フォーラム、すなわち人道問題に関する機関間常設委員会/理事会事務局および平和と安全に関する上級諮問グループに参加することを誓約する。

168. 国際連合の全てのレベルで、しかしとりわけミッションの上級の指導的地位において、職員配置におけるジェンダーバランスを達成するためにより多くのことがなされなければならない。指導者の多様性は、多様な視点をもたらし、システム全体の信頼性を強化する。事務総長は、フィールド支援局、平和維持活動局と政治局の上級の女性の能力伝達経路などのイニシアチブによる取組を賞賛し、過去の勧告を実施した地球規模研究において提案されたような革新的な解決を探求することを奨励する。事務総長はまた加盟国に対して、上級の指導的な地位の検討においてより多くの女性の名前を提示する事務総長による奨励を繰り返す。事務総長は、女性と平和と安全に関して上級の代表を任命するより多くの加盟国および地域機関の取組を称賛し、他に対しても同様のことを行うことを奨励する。

5. 女性と平和と安全の課題に資金援助する

169. 地球規模研究のために行われた協議と調査は、女性と平和と安全への十分な資金の不足が、女性と平和と安全の課題の実施への主要な課題であることを確認する。ジェンダー平等と女子と女兒のエンパワーメントは、財政投資および平和と安全の対応においてははまだ優先されていないことを調査結果は示す。女性の市民社会組織は、危機への対応の最前線にしばしばいるにもかかわらず、多大な資金不足に直面し続けている。事務総長は、加盟国、多国間機構および開発銀行を含めた全ての関係者に対して、特定の目標の採択および進捗状況の監視を含めて、女性と平和と安全の課題への確実な資金提供を確保することを求める。事務総長は、国際連合の文脈において、女性の特別なニーズに対処しジェンダー平等を前進させることを主要な目的とするプロジェクトに、平和維持活動の基金の最低 15%を配分するという目標に取組が達していないことを遺憾に思う。事務総長は全ての関連する国際連合諸機関に対して、目標に見合うのみならず 2020 年までには超えることを促す。この勧告は、平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループの報告にも繰り返されていた。事務総長は、女性への十分に資源が与えられた参加なくして、新しい平和と安全の脅威は取り除かれずまた持続可能な平和が構築されないことを認識し、同様の 15%の財政支援の目標が、暴力的な過激主義を含めて、これら脅威に対処する全てのプロジェクトにも適用されることをさらに勧告する。

170. 事務総長は、予算立案においてより一層のジェンダー分析を統合する平和維持活動局の取組により勇気づけられ、可能な場合には、女性と平和と安全の課題に関連する作業の資源をよりよく

立案した追跡するために、ジェンダー予算が平和ミッションにより体系的に用いられることを勧告する。ジェンダー標示システムおよび決議 1325（2000）の実施を監視する指標の利用は、立案段階でのジェンダーへの認識を高めることに役立つものの、事務総長は、人道上および平和構築計画が、実施と評価段階においてもジェンダーを追跡する能力を高めること、したがってプログラミングにおいて交渉の余地のない一部になることを確保することを勧告する。事務総長は、共同財政支援メカニズム、女性と平和、安全および人道上の対応のための地球規模加速化手段の設立を歓迎し、加盟国に対して、この手段が課題の実施に変化をもたらす影響を及ぼすように多大な財政上の誓約を行うことを求める。

171. これらの目標と提案された活動のいくつかは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと合致して、十分な達成により長い時間がかかるかもしれないが、事務総長は加盟国に対して、2015 年に提示された勧告と誓約に対する行動を評価するために、2020 年に女性と平和と安全の課題の実施についてさらに再検討会議を行うことを強く奨励する。事務総長は、女子と女兒にもたらされた結果についての合同の追跡記録が、全ての地域において強化され、また全ての者を益する持続する平和に向けて進路が地球規模レベルで示されることを望む。